

『日本書紀』の「之」に関する調査研究報告

榎本福寿

- 一、「之」をめぐる従来の研究の問題
- 二、「之」の中止法と中国古典語の語法
- 三、「之」のはたらき
- 四、「之」の体制
- 五、副詞に添えた「之」
- 六、名詞と「之」とのかかわりに関する中国古典語の語法
- 七、名詞、形容詞に添えた「之」
- 八、自動詞に添えた「之」、および分巻
- 九、Ⅱ群の表現、その他動詞に添えた「之」
- 十、Ⅰ、Ⅲ群の表現、その「主語・之・謂語」
- 十一、Ⅲ群の表現、その「所・V」をめぐる補足
- 十二、まとめ、日本語表現の独自の演出

『日本書紀』の表現のなりたちを、「之」の分析を通して見極めるのが本稿のねらいである。それに、大きく二つの方向がある。一つが、表現それ自体にそくしてその実態を説明する方向、もう一つが、表現の違いを基に『日本書紀』三十卷のそのいくつかあるグループの区分を確定する方向である。

本稿では、従来ほとんど顧みられることのなかった中国古典語に関する語法研究の成果を可能なかぎり広く援用し、右の二つの方向にそくして考察を加える。

まずは「之」の用例分析を通して、いわゆる漢文という異質な言語をもって表現するなかに日本語にそくした表現をめざし、そこに「之」を利用していること、その利用の度合の高低と漢文の装いをめざす志向の高低とが反比例ないし逆相関すること、それゆえに装い志向が高い巻でもその表現はやはり日本語に基づくことを指摘し、そうした表現に関連してグループの区分確定を試みる。

一、「之」をめぐる従来の研究の問題

『日本書紀』の「之」をめぐることは、語法やあらわれについて論じたいく多の論考がある。福田良輔氏の先駆的な労作「書記に見えてゐる『之』字について」(『古代語文ノート』)をはじめ、これをひきつぎながら、「之」の用法を〈中止法〉と〈文末助字〉とに分けた上で、そのおのの用例を巻ごとに数値化して分巻論を展開した西宮一民氏の「文末助字『之』について」(『日本上代の文章と表記』1970年)、またさらに西宮氏のこの所論のあとに、森博達氏の「西宮は、二種の用法(文末助字と中止法——榎本補筆)の判定規準を十分説明しないままで、件数を挙げた。残念ながら、追認不能である。」(『日本書紀の謎を解く』46頁。中公新書、1999年)といった批判がつづく。

明確な判定規準もなくただふり分けしているだけでは、たしかに森氏がくわえたような批判は逸れないとはいえず、問題は、むしろ〈中止法〉と〈文末助字〉とに分けることそれじたいにあったはずである。二つの用法が、たがいの典型的な用例にあっては差違をきわだたせる反面、同じあい、時には重なりあうばあいもあり、いわば連続的な関係にある以上、とりわけ〈中止法〉の規定については、その有効性をまずは問いなさるべきではなかったろうか。もと

もと日本語の文法用語なのだから、漢語「之」の用法の説明にそれがはたして有効なのか、やはり押さえておくのが手順である。この「中止法」の語を、森氏は無批判につかう。術語のはずなのだが、森氏の説明は、「①②③(用例省略——榎本補筆)が中止法の用例である。『之』字は語気をいったん淀ませて、後半につなぐ。」(前掲書45頁)といった程度にすぎない。これでは、西宮氏がくだした〈中止法〉についての定義、すなわち「完全に終止せず、文の流れをいったん淀ませて、次に続ける語法」(前掲書180頁)とほとんど交りない。

かくて森氏が西宮氏の論考に向けた批判の矛先は、みづからの批判そのものにも向かう。そこに問題があるという以上に、「中止法」あるいは〈中止法〉の検証の手続きすら欠くというのが実情だから、はたしてそれで「之」の用法の実態に迫りうるのか、疑いを禁じえない。分析の客観性・妥当性を保証するのは、一にかかって方法による。その拠りどころに、小稿では中国古典語の語法を採用する。従来それが十分ではなかったという反省にもたち、『書紀』の「之」の用例およびその用法を中国古典語の語法に照らしあわせ、そこに浮かびあがる実像を可能なかぎり忠実にうつしとろうとすることが、小稿のさしあたってめざす目論見である。もとより、従来の研究の成果に徴しても、そ

の実像が中国古典語の語法どおりのあらわれをみせることなど到底ありえない。中国古典語の語法からの照射は、『書紀』の「之」のすぐれて個性的な、言葉をかえあえていえば、すなわち日本語にもとづく「之」の特徴に輪郭をあたえるであろう。その内実の究明こそ小稿の課題である。

二、「之」の中止法と中国古典語の語法

実は、中止法に関連しても、中国古典語にその例があると森氏は指摘する。順序としてまずはその指摘を、次に抜きだしてみる。

前節で述べたように、中止法や文末助字の「之」は、奇用ではあっても、誤用ではない。中国に実例があるからだ。たとえば『孟子・梁惠王上』に、「填然鼓之、兵刃既接〔填然として鼓し、兵刃既に接す〕」とある。この「之」字は口調を整えるだけの中止法である。

(前掲書133頁)

中止法について、ここには「口調を整えるだけ」という説明がある。前掲「語気をいったん淀ませて、後半につなぐ」とこれがどう整合性をもつのか、理解に苦しむほかないが、そのことを棚上げしたところで、森氏の右の指摘には問題がある。森氏が実例としてあげた右の『孟子』文中の「之」が、はたして「口調を整えるだけの中止法」に当たるとか、

そのことである。中国古典語の語法に照らしてみれば、そうした解釈のなりたつ可能性は、ほとんど無い。

疑問の余地をのこさないように、できるだけ類似度の高い用例にそくした説明をひろい出してみるに、何乐士氏『左傳』的人称代詞(『古汉语语法研究论文集』310頁。商务印书馆。2000年)は次のように説く。

(四) 有时_レ之_レ还兼有其他作用。它有使前面的名词动词化的作用，同时还作其宾语。如…

(20) 战于长勺，公将鼓之。(庄10)

『左伝』莊公十年の記述がつたえる右の例は、森氏引用の『孟子』の例と、戦いにさいして太鼓を打つという共通する意味をあらわす。この「鼓之」の「之」を、前面の名詞「鼓」を動詞化する作用をもち、同時に動詞になったその語の賓語(ほぼ目的語に相当する)になるとみなすのが何氏の見解である。もちろん、これには異論もありうる。動詞化などという過程をへるまでもなく、かのかたちそのままを動詞とみる立場にたつのが柳伯峻・何乐士両氏の『古汉语语法及其发展』(语文出版社。1992年)である。同じ例について、同書は「之_レ 指军队。鼓_レ 是动词，在这里是命令进击的意思。」(120頁)と説く。

どちらの説が妥当かというより、それは語法の体系の問題がからみ、にわかにはとうてい詰めきれはるはずもないの

でわきに置くとして、違いがあるにせよ、「之」を、意味的にも、そのはたらきのうえでも動詞と相關するものとみなすことにかぎれば、ほとんど大差ない点こそ重要である。そして少くとも管見のおよぶ範囲内では、その見方がむしろ一般的ですらある。「之」が動詞と相關することにおのが存在をかけている以上、もとより単独ではありえず、文中に位置するか、はたまた文末に位置するのか、そのことを決定するのは動詞であって、「之」はそれにとこまでもつき従うだけでしかない。たとえば何乐士氏の前掲論考では、次の例が「鼓之」のあとにつづく。

(22) 诸大夫恐其又迁也，承公孙翩逐而射之，入於家人而卒，以两矢门之，众莫敢进。(哀4)

さらにつけ加えれば、前掲の『古汉语语法及其发展』(修訂本。2001年。以下、引用はこの修訂本による。)が「鼓之」の直後につたえる例。

(12) 乐斯二者，乐则生矣。……则不知足之蹈之、手之舞之。(孟子・离娄上)

ただし、この例になると、「之」を賓語とみなしてはいるけれども、指示する対象をもたない。そのことを含め、「之」について同書(126頁)は次の説明をくわえている。

不及物动词之后加的“之”字实无所代，“之”的作用趋于虚化往用来表示动作的持续，或表示对这一动作

行为的强调等。

「不及物动词」とは、ごく大雑把に言って日本語の自動詞に相当する。それゆえ、目的語にあたる指示対象はどこにも求めようがなく、「之」のそのはたらきにそくして、上接動詞のあらわす動作の持続、あるいは動作行為の強調といった意味をあらわすものとみなす。もはや、この「之」に賓語あるいは代詞といった呼称はそぐわない。それにもかかわらず、あくまでも上接の動詞との相關において「之」をとらえるというこの一線だけは踏みこえていない。

しかしながら、「不及物动词」に付いた「之」の全ての用例に対して踏みとどまることができるのか、あるいはそうして踏みとどまることが「之」の処理に妥当なのか、こうなると恐らく保証のかぎりではないであろう。動詞との相關の度合が低くなれば、「之」はいよいよ助詞としての性格をつよめるはずである。ここまでくれば、中止法もなりたつ余地が無いわけではない。そうだとしても、かりに動詞を「V」であらわすとして、中国古典語の世界で「之」を賓語あるいは代詞とみなす広汎な「V・之」とは、右にみたようにそれはかぎりなく連続的である。この連続は、「V・之」の同じかたちをとるだけに、容易には断てない。実際は、ほとんど不可能に近い。自明なことだが、〈中止法〉であれ、中止法であれ、それをそう規定するにあたっ

てそのことにどれほど意を用いたのであろうか。

三、「之」のはたらき

もちろん、そうはいっても、本質的には規定の問題ではない。問題の本質は、むしろ「之」じたいに内在している。中止法に該当しそうな用例のなかには、中国古典語のもの指しては到底はかりきれない、というよりそのもの指しが対象とするとは別の基準にのっとったかたちをとるものが少なくない。系統的なあらわれをみせる具体例として、「之」が「雖」と相関する用例をまずはとりあげてみる。その全用例は次のとおり。

○ 唯妾雖死之、敢勿忘天皇之恩。(六・265)

○ 其雖古風之、非良何從。(六・273)

○ 臣雖生之、亦何益矣。(六・281)

○ 臣雖勞之、頓平其乱。(七・301)

○ 夫使人雖死之、不失信。(二二・191)

この用例については、すでに福田氏前掲論考(125頁)が注目し、「第七の用法」の例としてとくに説明をくわえている。念のため次にしめす。

「雖」字がある以上、之字は全く無意義に用ゐられるるといってもよい。恐らく之字を添へたことは、文の前後の造句の上の修辞手法に因るものであろう。

そして右に列挙したなかの第二番目の用例には、「名詞に之字のかかる用法で添へられるのは異例」というコメントがある。遺憾ながら、西宮氏の〈中止法〉、森氏の中止法などの説明のなかには、これらの用例に一切言及がないので、中止法との直接的な関連については不明というほかに、福田氏の「第七の用法」と西宮氏の〈中止法〉とがほぼ重なる点にかんがみて、形式的に処理すれば、おのずから中止法にあたる。

もっとも、中止法にあたるということそのことは、論の展開上、ひととおり押さえておくだけでしかない。問題はどこまでもその内実だが、福田氏が指摘するように、列挙したなかの第二番目の用例だけが「異例」なのか。他の用例との違いは、「雖古風」の、福田氏によれば「雖」に「名詞」の「古風」が下接している点であろうが、その点にかぎれば、なにも「異例」ではない。前掲の『古汉语语法及其发展』がつかえる、たとえば、

○ 戎虽小子，而式弘大。(诗・大雅・民劳。977頁)

○ (前略——榎本) 玄曰：“虽复刑餘之人，未敢闻命。”(世说新语・方正。976頁)

右のような例があい通じる。そしてこの中国古典語の語法に照らしていえば、「雖」とその対象とする語句とのまともに「之」が下接するという、右掲の例すべてに共通す

るこのかたちこそ「異例」である。

いま便宜、右の『古汉语语法及其发展』の「虽」に関する説明をもとにその語法上の要点をまとめてみるに、「連詞」たる「虽」をもつ句が「偏分句」、それを受ける句が「正分句」、この組み合わせの意味の相関が「一般都先用连词让步说一句、再转折入正面意思。」そしてこの一文を「让步复句」という。ごく簡単に日本語の文法にうつしかえていえば、接続詞「雖」は譲歩の意味をあらわし、これをもつ従属節が主節と相関する一文を複文とみなしているということになるが、「偏分句」と「正分句」とのあいだには、逆接の關係の意味が生じる。このことに關連するのが、「正分句有表转折的连词或副词与之配合呼应。」（前掲書977頁）という指摘であり、「虽……然……」「虽……而……」など（「而……」をとり、挙例の一部を次にしめす）。

- 虽名播天听、然胤绝圣世。（世说新语・言語）
- 戎虽小子、而式弘大。（詩・大雅・民芳）
- 其卒虽多、然而轻走易北。（史记・張仪列传）

これら「然」「而」「然而」は、「虽」に対応するといふより、「正分句」が「偏分句」と相関するその關係の意味にそくして、いわばその意味を抽出するかたちで言語化したものであろう。關係の意味のなりたつ磁場に、本来「之」

のはいりこむ余地はなかったに相違ない。中国古典語に関するかぎり、それが当然でもあり、勿論、「雖……之……」のかたちをとることはない。

翻って、『書紀』の「雖」をめぐる前掲例は特異といふほかないが、關係の意味の磁場がなりたっていることにはかわりがない。従属節と主節とは、たがいのそのまとまりにおいて、たとえば「然」「而」「然而」などの關係の意味の磁場を形成しているということだから、「之」に、「文の流れをいったん淀ませて、次に続ける語法」（中止法）などの解釈のなりたつ余地はない。むしろ、従属節のまとまりのなかにおのが位置をしかるべく占めていたはずである。厳密にいえば、従属節ではなく、「雖」とそれがかかえる対象とのまとまりの全体である。中国古典語の例では、「偏分句」における「虽」の位置は、句中の主語の前後いずれでもよく、そのことが「分句」という把握につながる一因でもあったが、『書紀』の前掲例にあっては、「雖」に主語は下接せず、したがって従属節をそれがかかえることもない。

実は、これとほぼ同じかたちをとるのが『古事記』の用例である。すなわち、主語・述語からなる従属節は「雖」に下接しない。三十七例あるなかのただ一つの例外が、序文（上表文）中の次の用例である。

雖ニ歩驟各異、文質不_レ同、莫_レ不_レ稽_レ古以繩_レ風猷於既類_一、照_レ今以補_レ典教於欲_レ絶。

中国古典語の表現にならった典型的な文中にあり、それにふさわしいかたちに整えたものというのが、「雖」をめぐる表現の内実である。本文中の用例は、これとは全く違_レう。

○ 僕雖_レ不_レ降、專_レ有_レ平_レ其_レ國_一之_レ横_レ刀、可_レ降_レ是_レ刀。
(中・152)

○ 吾雖_レ兄、不_レ宜_レ為_レ上。(中・166)

これらは、『書紀』の前掲例と、「之」の有無をのぞけば、ほとんどかわりない。「僕」「吾」とそれぞれ「不降」「兄」とは、みかけ上、主語と述語との関係にあるようだが、後者のばあい、「吾が兄とはいへど」「吾が兄なれども」といった訓みはあたらない。類例をしめせば、たとえば次のかたち。

○ 故、其_レ上_レ比_レ売_レ者、雖_レ率_レ來_一、畏_レ其_レ嫡_レ妻_レ須_レ世_レ理_レ毘

売_レ而、(上・100)

○ 其_レ神_レ之_レ使_レ者、雖_レ今_レ不_レ殺、還_レ時_レ將_レ殺。(中・218)

「雖」に上接するのは、右のようにしばしば「者」をともなう主題である。この主題と、傍線部の行為の主体は違_レう。すなわち、主題は、「雖」を除く傍線部ではなく、あくまで「雖」を含むその全体と相関する。傍線部にそくしていえば、その全体が文中の一つの成分のかたちをとる。

○ 此_レ神_レ者、足_レ雖_レ不_レ行、尽_レ知_レ天_レ下_レ之_レ事_一神_レ也。(上・108)

○ 爾_レ其_レ后_レ及_レ御_レ子_レ等、於_レ其_レ小_レ竹_レ之_レ荊_レ杙、雖_レ足_レ蹠_レ破、忘_レ其_レ痛_一以_レ哭_レ追。(中・222)

前者を、通常「足は行かねど」と訓む。案山子の歩行しないという属性を、「尽知天下之事」には似つかわしくないから、逆接のかたちで強調するが、表現上は「足」が主題となる。後者のばあい、「弓腹振立而」(上・74)

「自_レ鼻_レ口_レ及_レ尻_レ種_レ種_レ味_レ物_レ取_レ出_レ而」(上・84)「先_レ忌_レ矢_レ可_レ彈」(中・184)「劍_レ自_レ尻_レ刺_レ通」(中・208)などに通じ、「足」を「蹠破」が対象とする。しかもそうして結びついた「足蹠破」に対して、直前の「於其小竹之荊杙」はその原因(となったもの)をあらわすといったつながりをもつ。その関係をしめせば、

於_レ其_レ小_レ竹_レ之_レ荊_レ杙、足_レ蹠_レ破(雖)

右のように傍線部同士が結びつき、「雖」はその全体をうけるのだから、日本語の逆接をあらわすというのが、実際のそれはたらきである。そのはたらきのない手は、「ど」「ども」「とも」といった助詞の類である。自立語につくそのありかたが、一語であれ自立語ならば「雖」に下接させる、たとえば「詔雖_レ直」(上・78)「三度雖_レ乞」

(上・134)「三年雖_レ住」(上・138)などの用例を可能にした反面、そのことにもない、せいぜい動詞とその目的語といたつ程度の語的結びつきを下接するだけにとどまる結果をもたらしてもいたに相違ない。そのなかでは、

天神御子之命、雖_レ雪零風吹、恒如_レ石而常堅不_レ動坐。

(上・132)

右の用例の傍線部は、主語と述語との関係からなる極めて異例(唯一)なかたちだが、一文全体の主題「天神御子之命」のそのありようをあらわすなかの、どこまでもその述語とあいかわる(逆接)という点では、もちろん主節に対する従属節でもなく、「雖」に「雪」「風」を二つながら上接できないといった事情が恐らくそのなりたちにかかわる。

こうした『古事記』の用例に通じる以上、一律に助詞であるとはいえないにせよ、『書紀』の前掲「雖」が、ともかくも日本語を背景にああしたかたちをとっていることは疑いをいれない。中国古典語の例とみまごうばかりのみかけとは裏腹に、そうして表現を日本語をもとになりたせていたことが、自立語一つを下接させるだけといった「雖」の限定的な使用につながったはずである。「雖」をめぐるその使用につらなるのが、ほかならぬ「之」である。『古事記』の「雖」の実質的には自立語につくそのありかたを

さきに例示したが、それにならって位置づけるならば、たとえば次のように「之」は「雖」に付随するだけでしかない。

唯妾死(雖)之、敢勿_レ忘_三天皇之恩。

「雖」は、その「之」を通りこして、「敢勿_レ忘_三天皇之恩」との間に関係の意味(逆接の仮定条件)を構成するのだが、すでにそれだけで十分に明示的である以上、付随するだけの「之」に、その意味を付加ないし削減するほどのはたらきはなかったとみるのが自然であろう。言いかければ、関係の意味にはむしろ積極的に不参加の立場にあつたということだから、それにかわる「之」のはたらきとして、もっとも可能性の高いのが区切りのはたらきである。

四、「之」の体制

ただし、区切りとはいっても、そこで文を断止してしまふほどの積極的なものではなく、単位的なまとまりを構成する体制に、いわば添える程度にとどまる。そうした点では、区切りを視覚に訴えるといった性格がつよい。

(1) 是夜、以_レ歌之、問_三侍者_一曰、(七・307)

(2) 以_三夜半_一之、銜梅穿_レ城、劇入_三营中_一。(二八・399)

(3) 以_三皇后疲_一之、暫留_レ輿而息。(二八・389)

(4) 自今以後、与_三誰人_一之、經_三綸鴻業_一耶。(七・311)

(5) 為_二天皇体不予_一之、三日誦_二經於大官大寺・川原寺・飛鳥寺。(二一九・473)

右に列挙したなかの、たとえば「以」をめぐる用例にそくしていえば、それが下接する、つまりは対象とするのは、(1)が「歌」、(2)が「夜半」、(3)が「皇后疲」であり、語から文にまでおよぶ。「以」は、みずからが対象とする相手とのあいだに単位的なまとまりを構成し、もはやそれだけで、以下につづく述語成分にかかる体制としてなら不足はない。そのいわば「以」の体制は、述語成分に対して、手段(1)、時間(2)、理由(3)といった関係の意味をあらわす。「雖」のばあいがそうであったように、それら関係の意味に「之」が参与していないことは明らかであり、「以」の体制にそれを添えているだけだが、しかし、そうして添えることが、文を構成する単語の連続なかでは、そこに明確な区切りをうつことにつながることも、これまた明らかである。

そのことは、右に挙例した(4)(5)にもあてはまる。「雖」「以」「与」「為」などを通して、それらがかたちづくる体制に添えるという「之」の使用を一貫させていたことになる。もっとも、「之」を添えることがもたらす区切りの効果については、恐らくそれじたいを意図したものでないであろう。たとえば詠点のように、文中の語句の区切

りに、区切りそのものの符号としていわばニュートラルなものとしてうつのではない。どこまでも体制に添えるだけであるから、言いかえれば、体制においてそれはある。もちろん、体制内の規模の大小、右掲の用例では(1)(2)(4)の単語に対して(3)(5)が文というような違いも、「之」の使用にはほとんど影響をおよぼしてはいない。

さらには、体制そのものも、右に列挙した「雖」以下のように助詞によるもの、したがって述語たらざるものと、述語となるものとのあいだに本質的な違いはない。次に、述語の体制が、「雖」以下と同じように対象をかかえた用例をいくつかしめす。

(6) 王知_レ被_レ欺、則_レ以_レ燧出_レ火之、向_レ燒而得_レ免。(七・305)

(7) 唯悲_二男狭磯入_一海死_二之、則_レ作_レ墓厚葬。(二一三・447)

(8) 爰日本武尊不_レ知_二主神化_レ蛇之、謂_レ「是大蛇必荒神之使也。」(七・309)

(9) 臣雖_レ知其逆、未_レ受_二太子命_一之。(二二・423)

(10) 於是、天皇權_レ令_二弟媛至_一而居于泳宮_二之。(七・285)

傍線部の述語の体制内部は、述語動詞が名詞一つを対象とするもの、またその文を対象とするもの、さらに助動詞

を上接させたもの、文がそこで終始するもの等、雑多というほかない。内部のそうした多様にはなんらかかわりなく、どれも体制に添えてあるというこの「之」のありかたは、「之」が体制に対してかぎりなく透明であったことをものがたる。逆にいえば、透明であるがゆえに、どのような体制にも添いえたということだから、上述のとおり体制が述語か否かに違いがなかったという以上に、対象をかかえるか否かに、そしてその品詞の相違にも、「之」が超然としてあっても、それはそれで自然というほかない。

五、副詞に添えた「之」

対象をかかえず、述語でもない語の典型が副詞である。ほぼ一語だから、体制とみなすことすら、あるいはそぐわないかもしれないが、添えてあるという「之」の使用については、従前の用例となんら変りない。反面、副詞に固有の問題もある。その問題をかんがえる上にも格好なので、まずは「之」を「久」に添えた用例をとりあげてみる。

(11) 久之、天皇遂赦其罪。(一一・409)

この「久之」を、日本古典文学大系本は「久にありて」と訓む。これ自体は、中国古典語の用例としてもゆうに通じる。たとえば次のような類例がある。

久之、畏政母死。(史记・刺客列传)

中国古典語の語法では、傍点部について、「动词谓语句」(動詞述語文)の「有时有表示时间的词语在句首」(古汉语语法及其发展)519頁)、すなわち動詞述語文の文頭にたつ時間表示の語句とみなす。興味深いのは、この解釈のもとに、次の例も一緒に挙げている点である。

三年春，王二月，壬戌，平王崩。(左传・隐公三年)

傍点部の「三年春」以下は、平王の崩じたその年月日を限定しているが、前掲例の「久之」のばあい、同じように撰政の母の死んだ時を限定しているのではなく、それじたいが久しい時間の経過をあらわす。日本語にうつけかえれば、まさに古訓の「久にありて」にあたる。

この古訓に誤りないはずだから、本来、右の二つの例を一括することには無理がある。ところが、同書には、「时间副词」の「久、久久、久之、良久」にくわえた説明のなかで、

「久之」、「良久」可位于动词谓语句前后，表示持续的时
间良久。如：

(5) 于是尊荊轲为上卿，舍上舍，……久之，荊卿
未有行意。(战国策・燕策三)

(6) 居久之，李少君病死。(史记・孝武帝本纪)
(以上261頁)

右のようになにごとかの状態ないし行為について、その持

続する時間の長久をあらわすという。(6)は、たしかに説明どおりだが、(5)がその通りである確証はない。古訓をかりて「久にありても」と訓むことも可能というより、むしろそのほうが、「句首」にたつ「久之」にとつて妥当であろう。なおつけ加えれば、「句首」にたつ以外にも、

既已、上立胶东王为太子，召绾，拜为太子太傅，久之，迁为御史大夫。(史記・万石张叔列传，595頁)

「迁」(遷)があるので、古訓の「久にありて」がこの場合もふさわしく、こうして文中に位置する用例も含め、「久之」のかぎりで時間経過の長久をあらわす点にその特徴がある。

さて、しかし、そのことをもって、「三年春」以下の例と同様に「表示时间的词语」とみなしたり、あるいは「時間副詞」と規定したりすることまで否定しさせることは、性急といわざるをえない。「久之」のかぎりでは、なおやはり「句」(文)の資格を欠き、したがって「復句」における「分句」たりえない以上、「词语」とみなすほかないということだから、分類としては「時間副詞」に落ちつくことになる。言いかえれば、意味のうえで句相当だが、語法上は副詞というこの双方の性格をば共有している。そして意味まで副詞になりきらせたのが、ほかならぬ書紀の用例である。

(12) 是以、東、久之無事焉。(七・315)

(13) 襲津彦、久之不還。(一〇・373)

(14) 時、隼別皇子密親娶而久之不復命。(一一・405)

ここでは、「久之」は、どれも否定の語をともなつて状態をあらわす述語にかかり、その状態が久しくつづくことをあらわす。「時間副詞」の規定に、この「久之」が合致することは恐らく事実には違いないけれども、その反面、次の用例とは、いっそう深くかわる。

(15) 亦形姿穢陋、久之不堪陪於掖庭。(七・285)

「久之」は、本来、「陪於掖庭」にかかり、その状態が久しく続くことをあらわし、それに耐えられないことをいうのが「不堪」のはずだが、そのあるべき位置にはない。

日本語にのつた「久しく堪へず」の語順のままに、「久之」を「不堪」に先行させたことは疑いをいれない。

(12) 以下の用例も、(15)とは、否定の語に「久之」を上接させているというかたちのうえ以上に、日本語にのつたり「久しく」もしくは「久に」を、それぞれ「事無し」「還さず」「復命さず」(以上、日本古典文学大系本の訓み)にさきだつてあらわしたという表現の基本においてあい通じるであろう。

その表現を、いわば自覚的に、意図的になりたせていることも明らかである。「久之」だけには、もちろん限ら

ない。次にあげる用例も、そのなかの一つ。

(16) 一日之無_レ不_レ顧。 (七・311)

(17) 皇位者、一日之不_レ可_レ空。 (一一・382)

この「一日」も、中国古典語の語法に外れた位置にあり、「之」を添えている点を含め、「久之」同様、表現は日本語にのっとる。とくに後者については、中国古典語に内容的にもごく近い例があり、それとの関連はとりわけ注目にあたいする。まずは当該箇所¹⁾の頭注として日本古典文学大系本があげる『書紀集解』所引の「三國志、魏志、文帝紀註所引猷帝伝」の次の一文。

四海不_レ可_レ以_レ一日曠_レ主。

さらに『書紀』允恭天皇即位前紀の「夫帝位不_レ可_レ以_レ久曠。天命不_レ可_レ以_レ謙距。」(433頁)という一節の²⁾出典として同じ日本古典文学大系本の頭注があげる『後漢書』「光武紀」の次の一文。

夫帝位不_レ可_レ以_レ久曠。

「一日」や「久」がまさにあるべき位置をしめる。こうした例をとくと承知の上で、つまりは中国古典語の語法にあえて背き、日本語にそくした表現を採用したのが、あの(16)(17)の用例のかたちであり、これにかの「久之」の用例が³⁾つらなる。

もちろん、そのつらなり自体、さらに広汎なひろがりの

一部でしかない。用例も多彩ではあるが、「久之」と「一日之」とが一つにつらなるように、多彩のなかに、ゆるやかながらいわば系統だったあらわれをみせる。次に、系統ごとに用例を一括してしめす。まずは時間関連の用例だが、「久之」「一日之」もこれに該当する。⁴⁾それらの用例は除く。

〔時間関連〕

○唯今皇后始之有_レ胎 (八・327) ○示_レ長遠之不_レ朽者也 (九・357) ○昨夜之非_レ太子所_レ齎_レ鈴_レ乎 (一一・419)

○始之於_レ諸国置_レ国史 (一一・427) ○恒之所_レ重 (二二・213) ○初之即位 (二九・413) ○男

夫始之結_レ髮 (二九・453)

〔状態関連〕

○強之奪_レ白鳥_レ而将去 (八・323) ○水葉稚之出居神 (九・333) ○天皇親之撫_レ琴 (二二・441) ○是後、

希有之幸焉 (二三・445) ○何空之棄_レ海島_レ耶 (二二・199) ○乃酌_レ酒、強之令_レ飲_レ夫 (二三・233)

〔程度関連〕

○深之歡喜而厚遇焉 (九・353) ○是甚之大恩也 (一三・453)

〔その他〕

○隋煬帝興_レ卅万衆_レ攻_レ我、返之為_レ我所_レ破 (二二・203) ○賤臣、何之独_レ輒_レ定_レ嗣位 (二三・219) ○然

臣、敢之輕詭王也、重詭王也（二三・223）

用例の掲出にあたって若干の選別をくわえていること、はたまた若干の拾いのこしがあることなどを勘案しても、大勢は恐らく動かない。全体の大半を、〔時間関連〕〔状態関連〕の用例がしめる。そのなかの、たとえば「昨夜之非_レ太子所_レ齎鈴_二乎_一」などは、否定の語に上接しながらそれとび越えて動詞にかかる点、上述の「久之」「一日之」につらなるばかりか、内容のうえで、男が女をつまどう「伎曾_レこそはころとさ宿_レしか」（万葉集・3522）「野干玉の昨夜_レは還_レへしつ」（同・781）といった歌と同じ背景をもつ「きそ」をあらわす。あるいはまた〔状態関連〕の「水葉_レ稚之出居神」では、「水葉」とは海藻（ワカメ）であり、借訓の仮名をつかって「ワカメ」を「角島の迫門の稚海藻_レは」（同・3871）とあらわすのと同じ連想によって「稚之_レ」（同・1886）に通じるのと同じ訓字として、それは「まれに」をあらわす。他の用例もこれらと通じることは明らかだから、日本語にそくした表現を、目立つほど積極的ではないにせよ、系統的におこなっていたとみて大過ないであろう。そのなかに「之」がある、というより、中国古典語の表現に基本的にそうほかないなかで、それと折れあい

をつけながら、日本語にいつそうふさわしい表現のかたちをかたちづくる上に、「之」を添えることがそれに有効な手だての一つだったはずである。さらに上述のとおり「之」に区切りの効果があることも、まさにおあつらえ向きだったに相違ない。最後に挙例した「希有之幸焉」をひきあいに出していえば、「之」を添えることが、「希有」に、「まれに」がそれにあたる単位的なまとまりとして視覚に訴えることを可能にする。逆に「之」を欠く「希有幸焉」では、中国古典語に通じこそすれ、そしてそれゆえに語順も「希有_レ幸焉」となり、もはや「まれに」には結びつくことがない。

六、名詞と「之」とのかかわりに関する

中国古典語の語法

副詞とくらべれば、述語にたつ動詞や形容詞のばあい、「之」を添える環境としてより好適な条件をそなえていたであろう。そのことが、大量の数の用例をうみだす要因の一つでもあったに相違ない。とはいえ、ことに動詞にあっては、「之」を添えた用例と、「之」を目的語あるいは対象とした用例とのあいだに明確な線をひくことは、ほとんど不可能に近い。そうである以上、大量の用例があるとはいっても、限定をとまなうが、そうした一方、「之」を添えて

いることの明らかな用例も少なくない。たとえば形容詞や自動詞に下接する「之」の用例だが、これにはまたこれ特有の、つまりは中国古典語の例とも見かけのうえででは区別がつかないといった問題がある。つきつめれば、「之」とは何かを問うことにほかならない。見かけのうえででは区別がつかない中国古典語の例が、実はなかなか示唆にとむ。そこで、まずはその例の語法上の特徴を押さえておくことにする。

ただし、「之」の語法をひろく網羅的にみていくのではなく、「之」が名詞、形容詞、自動詞に下接したかたちをとる例に、ここではもっぱら的をしぼる。書紀にその用例が少なくない上に、中国古典語の例とのちがいも比較的とらえやすいからである。「之」が名詞に下接した例については、さきに中止法を検証するさい参照したとおり、何力士氏に指摘がある。「公將鼓之」を例にあげ、之が前面の名詞「鼓」を動詞化し、かつまた動詞となったその語の賓語になるとみなす。何氏のこの指摘に関連する楊伯峻・何居士両氏の論述の一節もあげたけれども、さかのぼればすでに王力氏『漢語史稿』（中華書局、修訂本。2001年北京）に同じ趣旨の説明がある。挙例の数が多いうえに、名詞、形容詞、自動詞と「之」との相関を、それぞれの場合にそくして詳細に論じてもいる。「之」を「代詞」の例にかぎっ

ている点に不満がのこるが、論の展開上は無視できないので、次にそのあらましをみておくことにする。

代詞不但^(A) 可以使它前面的詞形成致動和意動、而且^(B) 可以使它前面的詞具有一般動詞的用途。例如：

士兵之。(左傳定公十年)

〔以兵器擊之。〕

孰能一之？對曰：不嗜殺人者能一之。

〔誰能統一它？不好殺人的人能統一它。〕

(379頁。傍線は榎本付す。以下同じ。)

便宜まずは(B)をみるに、「代詞」の「之」に、上接する語に「一般動詞」の用途をもたせるはたらきがあることをいう。釈文のなかに「擊之」「能統一它」とある。「之」が、上接する名詞を動詞化し、なおかつその動詞の賓語になるという前掲何氏の指摘に、これは明らかにつながる。

(A)については、多少の説明がある。実は、右に引用した箇所にはさきだって「代詞」のはたらきを説いた一節があり、(B)にたぐう必要部分を摘記したのが(A)なのである。その一節は次のとおり。

在漢語裏、就一般說、代詞是不能被修飾的、代詞前面不可能有定語(者、字例外)、代詞用於領位的時候也不可能有定語。因此、除者、字以外、^(A)代詞前面的

形容詞、內動詞和名詞都當然變爲「致動」或「意

動。例如…(376頁)

このあと数多くの挙例がつづく。そのなかにも、「致動」
「意動」をつかった説明がある。(A)の内容を理解する前
提ともなるので、二つの語について王氏がくわえた説明を、
ここではその要点にかぎって次にひろいだしてみる。

(甲) 致動 就意義上説、它是使賓語所代表的事物具
有某一性質、行爲、或成爲另一事物。(373頁)

(乙) 意動 就意義上説、並不能使賓語所代表的事物
變爲某種性質、只是主觀上認爲它具有這種性質。

(375頁)

意味のうえでいえば、「賓語」があらわす事物にある種の
性質や行爲をもたせたり、あるいはそれを別の事物とした
りすることをいうのが「致動」であり、そうしたはたらき
を主観上もつとみなすのが「意動」である。語法にそくし
ていえば、「使它本身帶有動詞的性質。」(373頁)、つまり形
容詞なら形容詞に、動詞の性質をそれはもたせる。(A)
では、ひろく「代詞」の前に位置する形容詞、内動詞(自
動詞がほぼこれにあたる)、名詞が「致動」「意動」となる
ばあいをいう。そのおのおの場合の王氏があげる具体例
を、紙幅の都合上、それぞれ一例ずつにかぎり、次に抜き
出す。

○ 既庶矣、又何加焉？曰：富之。(論語述而)

(以上は形容詞作動詞用、致動。)

○ 拱把之桐梓，人苟欲生之，皆知所以養之者。(孟子
告子上)

告子上)

〔使它生長。〕

(以上は内動詞作外動詞用、致動。)

○ 今我百歲後，皆魚肉之矣！(史記魏其武安侯列傳)

〔假使我死了，大家都會宰割他了。〕

(以上は名詞作動詞用、致動。)

○ 踰牆相從，則父母國人皆賤之。(孟子滕文公下)

〔以爲他卑賤，也就是輕視他。〕

(以上は形容詞作動詞用、意動。)

○ 夫人之，我可以不夫人之乎？(穀梁傳僖公八年)

〔大家認爲他是夫人，我可以不認爲他是夫人嗎？〕
(這是名詞作動詞，意動。)

挙例のあとの説明のどれにも、「作動詞用」というとおり、
名詞、形容詞、内動詞が、そのはたらきの上で動詞化、実
質的には外動詞(他動詞がほぼこれにあたる)化して、代
詞「之」をそのの賓語とするということであり、代詞にそ
くしてそのことを言いかえたのがあの(A)の一節である。
この動詞化の過程について、「致動」「意動」などののはたら
きに由らずに、直截的に動詞の用途をもたせるといふのが

(B)にはかならない。

その(B)にしても、例示した「士兵之」にそくしている
えば、本来は名詞だった「兵」が「一般動詞」の用途をも
つにいたる、その原動力たる「之」は、「兵」の賓語以外
のものではない以上、「一般動詞」といいながら、実質は
外動詞としての性格がつよい。さらにこの(B)につづけ
て、順序としては(C)にあたるが、「甚至代詞本身也可
以採用這一方式而變爲動詞。」という「代詞」が「動詞」
そのものに変化した例をあげる。

且也相與吾之耳矣！庸詎知吾所謂吾之乎？（莊子大宗
師）（379頁）

釈文に「把自己看成是『我』とあるように、「動詞」の実
質は外動詞であり、「自己」をあらわす「代詞」の「之」
がその賓語にあたる。(A)からこの(C)にいたるま
で、動詞のはたらきのその実質は、ひっきょう、どれも外
動詞にほかならない。それだからこそ、また代詞「之」が
そのの賓語となるというそのかたちも一貫している。

七、名詞、形容詞に添えた「之」

名詞、形容詞、内動詞に「之」が下接した用例にかぎれ
ば、王氏の説明はほぼ右につきる。要は、それら各品詞が
外動詞化して「之」を賓語にもつということだが、はじめ
に断っておいたとおり、この王氏の説は、「之」が「代詞」

であるという前提にたつ。いうならば、代詞だから、どん
な品詞につこうとその賓語となり、その賓語という点から
逆にみれば、どれも外動詞化しているという、ごく単純な
論法である。名詞、形容詞、内動詞に下接する「之」のす
べてを、そうした単純な論法で律しきれはるはずもないが、
ともかくも、王氏が分析してみせたように、名詞以下の各
品詞に「之」が下接するばあいの、語法上の整理が可能な
ほどに体系的なあらわれとして、該当する例もけっして少
なくなかったであろう。

「代詞」以外の「之」では、なかならず名詞、形容詞、
自動詞に下接した例の体系的な記述なり分析なりが管見に
は入ってこない。語法を体系的かつ詳細に記述して千頁を
越す分量をもつ前掲『古汉语语法及其发展』でさえ、さき
に引用したとおり、わずかに「不及物动词」に下接した
「之」について、「代詞」の分類のまま「作用趋于虚化」と
説くだけにとどまる。用例のあらわれじたい、そうした処
理ですますことが可能なほど寥寥たるものだったといえ
それまでだが、実際はそうとはかぎらない。「代詞」にか
わってそれらを語法上くくる代表が語氣詞である。たとえ
ば何乐士氏「论《左传》前八公与后四公的语法差异」のな
かには、語氣詞をつかって説明した次の一節がある(75頁)。

4・1・4 之 用作语气词，兼起衬音节的作用。

共2例、在《昭公》：

童谣有之、曰：『鸚之鵠、公出辱之。』(昭25)

「兼起衬音节的作用」を文字どおりとれば、「童谣」であることに恐らくはともない、「鸚」「鵠」の音节を際立たせる作用をあわせもつことになる。それは、「语气词」たる「之」そのものはたらきとは別なのか、はたまた「之」のはたらきとみればあい、それがどこまで一般化できるのか、疑問がのこる。ちなみに、口誦という点であり通じる「楚辞」「離騷」の句中の「之」の解釈のわかれる例について、「语气助词」とみなす説をあげたなかに、廖序东氏「释《离骚》的“之”字句」は次のように説く(112頁)。

把“之”看作语气助词，用在句中，只是增加一个音节，作用与用“兮”字同。《九歌·东君》“载云旗兮委蛇”和“载云旗之委蛇”、相比，仅“之”、“兮”一字之异。

王逸の注や郭沫若氏の翻訳が右の見解をとることをつけくわえているが、この説明によれば、「语气助词」としての「之」は、句中に一つの音节を増加したただけのもので、その作用は「兮」とかわらない。そうした「之」の例は、とりわけ『詩經』には多い。

④ 顛之倒之、自公召之。(《詩·齊風·東方未晡》)

⑤ 燕燕于飛、頡之頡之。(又《鄘北·燕燕》)

「上述两例中的“之”，均用在动词之后，作为补字，补足音节，诗歌中，尤其《诗經》中较常见。」(许仰民氏『古汉语语法新编』「第十章助词」159頁。河南大学出版社2001年) というように、四字構成の句に整える必要が、音节を補足する「之」の使用をうながしたことになる。この「之」を、同書は「语气助词」とみなす。

ここまでくると、当面の問題とした名詞などに下接する「之」から離れてしまうが、かりにその限定をとりはらえば、語氣詞あるいは語氣助詞の規定もいよいよあやしくなる。そうなれば、もはや一つの規定では律しきれない多様と向きあわざるをえない。だからといって、たとえば西宮氏前掲論考が「自動詞のあとに来る『之』」について、類似した表現の語句でありながらそれとは別の助辞をもつ用例とつきあわせ「『矣・也・焉』などと同じはたらきをする〈文末助字〉であることは直ちにわかる。」(182頁)と説いてみたところで、多様をもって、かえって正体不明のキメラを描いてしまう落とし穴に陥りかねない。少くとも、中国古典語の語法にのっとるかぎり、前述の代詞と、そして語氣詞あるいは語氣助詞とを措いては、その該当するものがない。代詞や語氣詞などに執拗にこだわってきたのも、一つには、そのことを確かめる必要があったからには

かならない。結果からいえば、それら代詞や語気詞などのいずれにも、書紀の「之」はあてはまらない。

そのことを端的に象徴するのが、名詞、形容詞、自動詞に下接するどの「之」についても、前掲のたとえば王氏が指摘した代詞の(A)(B)の用法はもとより、語気詞などにも該当しない用例が、少なからず、しかも一定のかたちをとってあらわれる点である。まずは名詞に下接した用例をみるに、「高麗僧惠慈帰化、則皇太子師之。」(二二・175)「春正月、桃李花之。」(二二・213)などの、代詞とみなしうるか、もしくはその余地をこの用例がある一方、そうした可能性さえ稀薄な用例が系統だったあらわれをみせる。次に一括してそれらをあげる。

- (18) 令諸国多開池溝。数八百之、以農為事。(六・275)
- (19) 仰視君容、秀於人倫。若神之乎。(七・307)
- (20) 吾婦女之、加以不肖。(九・335)
- (21) 則伏屍側而自死。仍合葬焉。蓋是之乎。(九・347)
- (22) 然後數日之、出於菟道河。(九・349)
- (23) 其土自京東南之、隔山而居于吉野河上。(一〇・373)
- (24) 今我也弟之、且文獻不足。(一一・383)

(25) 是謂山守地、非之也。(一一・385)

(26) 若有天皇之御所、具奏兄王聖之、且有讓矣。(一一・389)

(27) 是腰繫繩入海底。差須臾之、出曰。(一三・447)

(28) 是以、五百之、乃今遇賢。千載以難待二聖。(二二・185)

(29) 凡彼所請、皆非之。(二二・207)

(30) 夏五月、有蠅聚集。其凝累十丈之、浮虛以越信濃坂。(二二・213)

系統は二つある。一つが、主語ないし主題に対して、その述語に立つ語に「之」を添えた系統である。(19)(21)にしても、それぞれ日本武尊、合葬された二人の祝についていう。もう一つが、「数日之」(22)「差須臾之」(27)「五百之」(28)など、それだけの時間が経過したことをあらわすなかに「之」を添えた系統である。前者については、類例をもってしめせば、「吾婦女之」(20)「今我也、弟之」(24)「兄王、聖之」(26)などが、たとえば「あはもや、めにしあれば」(古事記・上巻、八千矛神閔連歌)「わがころしぞ、いやをこにして」(同・応神天皇条)に通じる。また「若神之乎」では、その「若」をめぐって、是澤範三氏「上代における『蓋』字使用の様相——『日本書紀』を中心に」(注)に『若』による疑問推量の表現は、

上代の和化漢文で書かれた文献に広く見られる特徴的な表現であり」(27頁)という指摘がある。関連していえば、この「若」、さらには「蓋」などと呼応するが「乎」である。その呼応がつつみこむかたちをとる「神之」や「是之」(21)は、だから、それじたい一つのまとまりにあり、名詞に「之」を添えたものというのが実態である。そのかたちは「婦女之」以下もかわりない。中国古典語の語法にいう代詞とも、また語気詞なども、みかけはともかく、内実においてはほとんど無縁というほかない。

一方、後者については多少の前置きがある。時間の経過をあらわすことに明らかなように、「久之、天皇遂赦_三其罪。」(一一・40)とは類縁の關係にある。この用例が中国古典語の語法に合致することを、さきに副詞の用例をとりあげたなかで指摘したが、それらが前述のとおり動詞を修飾するかたちをとっているのに対して、この「久之」じたいが述語であること、意味のうえでそれじたい長い時間の経過(つまり、久しくして、あるいは久しくありて)をあらわすことなどの点に違いがあることをもって対象からはずしたけれども、実は、中国古典語の語法を記述したなかには、その「之」にそくして「五、用在表時間副詞后面、表示时间的持续等状态。」(中国社会科学院语言研究所古代汉语研究室編『古代汉语虚词词典』「之」の項。商务

印书館、1999年)といった説明がある。類例に「頃之」をあげる。たとえば「差須臾之」(27)などは、これに該当するとはいっても、この語法にのっとる語は、語彙に厳しい制限がある。前掲『古汉语语法及其发展』は、「时间副词」を、章末の「副词总计表」(362頁)によれば総計³⁴⁵例も挙げる。それほど多くの種類があるなかでも、「之」を下接させた例は、わずかに「久之」と「頃之」だけでしかない。これを全てではないにせよ、「須臾之」の固定したかたちの存在を想定したうえでその利用の可能性にかけるより、「之」を添えたものとみたほうがはるかに現実的であろう。「数日之」(22)「五百之」(28)などは、「之」を添えていることがいっそう明らかであり、述語にたち、かつは「に」しての補読が可能なかたちをとって以下につづくことを含め、名詞に「之」を添えた用例とは確実に一つにつらなる。

中国古典語の語法が、ここではもはや表現をそれに仰ぐべき規範としての意味をそうとう減じていたに相違ない。それと表裏するのが、日本語にそくしたよりふさわしい表現への志向である。形容詞に「之」を添えた用例には、そうした志向がとりわけ著しい。系統的なあらわれをみせてもいるが、象徴的な用例をまずは次にしめす。

(31) 天皇痛甚之、不可_レ諱。(二一・213)

『管子』(巻十、戒第二十六)に「仲父之疾甚矣。若不可諱也。」とあり、西宮氏前掲論考は、『書紀』がこれに「よつたものであろう」(181頁)と指摘する。両者の「甚之」「甚矣」という対応にそくして「之」を「矣」に「相当するもの」として(中略)愛用したのであろう」というのが西宮説だが、ここではむしろ『管子』の例の傍線部に着目する。そこがどのような構造であれ、『書紀』の用例はそれとは明らかに異なる。すなわち、構造上は次のかたちをとる。

天皇(主語)・痛(主語)・甚之(述語)

これは、たとえば日本古典文学大系本の訓み、「天皇、痛みたまふこと甚しくして」が対応する。これに通じるのが次の用例である。

(32) 時毎夜、自菟餓野有聞鹿鳴。其声寥亮而悲之。
(二一・403)

この例では、つづいて「及三月尽以鹿鳴不聆。」とつたえるとおりに「鹿の鳴」が主題であり、それを説明した「其声寥亮而悲之」は主語と述語からなる。主題・主語・述語のこの関係を基軸にすえてなりたつのが、『万葉集』の次の歌である。

朝に往く鴈の鳴く音は吾が如く物念へかも声の悲しき

(2137)

共通することをもっていえば、かの「天皇痛甚之」(31)

は、『管子』の例に対し、単に「矣」にあたる助字として「之」にかえたといったなまやさしいものではなく、すっかり日本語の表現にそれこそ生まれかわらせるどころまで手を入れている。「之」を添えることは、まさにそのことにかかわる。

同じ構造の用例は、少なくない。ただ、(32)の用例のように主題を主語とくみあわせるかたちでは明示しないばかりもある。説明の便宜上、それらは後にまわし、まずは主題・主語・述語をくみあわせた用例を一括して次に示す。

(33) 是五人、並其為人強力、亦衆類多之。(七・289)

(34) 今妾等、顔色不秀、加以情性拙之。(一三・453)

(35) 汝、肝稚之。(二二・213)

(36) 時百足、下馬遲之。(二八・397)

さて、くみあわせたかたちをとらない用例だが、個別にとりあげるとして、まずは次の例。

(37) 東夷之中、有日高見国。(中略)亦土地沃壤而曠之。(七・297)

表現のかたちは、前掲(32)の用例とあい通じる。また次の例。

(38) (日本武尊)速于能褒野而痛甚之。(七・311)

日本武尊の最後をつたえる一節にあり、主題は明示するま

でもない。主語・述語は(31)と同じ。また次の例。

(39) (將軍の荒田別・鹿我別ら) 兵衆少之、不可

破新羅。(九・355)

「至卓淳國、將襲新羅。」をうけ、これを批判した「或」の言であり、「不可破新羅」が主題に対応する。当然、「兵衆少之」にも主題はかかわる。また次の例。

(40) 其彼来者誰人也。何步行急之。(二・421)

先行する文中の「彼来者」が主題である。こうしてどの用例も、主題に関して、そのありようを主語・述語があらわす。そのかぎり、主語・述語の結びつきが主題を直接うけるか、あるいは間接的にうけるかに、本質的な違いはない。主語・述語が、いわば、主題に対してその説明的機能を果たすという同じ構造を共有していたとみることができ。次の例は、説明的の機能が修飾というかたちをとる。

(41) (前略) 能祭我者、則如美女之嫁而金銀多之、

眼炎國以授御孫尊。(「一云」九・341)

その修飾する「眼炎國」とは新羅国であり、それを主題にたてれば従前の用例にあい通うように、表現の基本部分には違いがない。

結局、はじめにとりあげた(31)(32)からこの(41)

まで、用例は連続する。基底にあるのが、表現をめぐる同じ構造の共有である。この構造が、たとえば(32)の用例

に明らかかなように日本語の表現にねざす以上、述語にあたる語に「之」を添えることも、日本語によりふさわしい表現をめざしたすぐれて意図的な所産だったに相違ない。もとより、さきにとりあげた名詞に「之」を添えることと、あるいはまた副詞に「之」を添えること、さらに「雖」以下の語の体制的なまとまりに「之」を添えることなどと、それは軌を一にする。自動詞に「之」を添えることもまた、用例の数は飛躍的にふえるにもかかわらず、なおやはり同じ軌跡をえがく。

八、自動詞に添えた「之」、および分巻

その用例を逐一検証しても、もはやこれまでのべてきたことにつけ加えるだけではない。そこで、自動詞に「之」を添えた用例を対象とはするけれども、別の角度から、すなわちこれまでであえて保留してきた巻ごとの違いをここで正面にすえ、そこからあらためて各用例に光を当ててみることにする。用例のあらわれは、当然のことながら、表現をめぐる巻ごとの個性とは不可分の関係にある。そして種を明かせば、これまでとりあげた用例の全てが、Ⅱ群(114頁参照)に所属する巻に限ってあらわれる。

その点、「之」を添えること、そしてその用例のあらわれに、Ⅱ群を特徴づける個性をみるができる。自動詞

に「之」を添えた用例もまた、系統的なあらわれをみせる。II群を他とわかつのも、そうしたあらわれにほかならない。ここでは、便宜、語彙と語法とにわけ、それぞれ別個に検討をくわえる。

さて、まずは語彙についてみるに、自動詞のなかでも、「死」はその最たるものであろう。目的語をもつことなど、通常ではありえない。「死之」というかたちであれば、それだけで「之」を添えていることは明らかだが、中国古典語の「死」は、それとは大きく異なる。賓語をもつうえに、「死」とその賓語とのかわりじたい、けっして一樣ではない。そのなかには、「死之」の例もある。そうである以上、II群の卷々の「死之」がそれである可能性をまったく排除できるわけではなく、自動詞の「死之」との相違を確かめる必要もあるので、ひとわたり中国古典語の例をみておくことにする。前掲『古汉语语法及其发展』(556頁)に、「死」と賓語との相関について説明した次の一節がある。

一、以「死・宾」为例，如果宾语属于礼仪、制令、邦国、灾异或道德范畴等抽象名词，则多可理解为「为宾死」，如「死义」、「死命」、「死节」、「死权」、「死国」等。如果宾语是处所名词或者以普通名词代替处所名词的，则可理解为「死于宾」，如「死道路」、「死是间、

「死行列」、「死长安」……等。如果宾语是人称名词或代词，则可可能是「使宾死」或「为宾死」，(以下略)

一般には賓語をもたない不及物動詞が賓語をもつ動詞となつたばあい、その賓語が特定の意味をあらわすことを、「死」を例にしてのべたくだりである。この一節にさきだち、各賓語ごとに分析をくわえたなかに具体例をあげているので、「死」に関連したものを次にえらび出してみる。

〔关系宾语〕食人之食者，死人之事。(史记・淮阴侯列传)——「死人之事」…为此人的事去拚死。(524頁)

〔原因宾语〕王怒曰…「大辱国，诘朝尔射，死芸」(左传・成公十六年)——「死芸」…因芸(善射)而死，或死于芸。(529頁)

〔处所宾语〕死长安即葬长安，何必来葬为？(史记・吴王濞列传)——説明無し。(531頁)

〔施事宾语〕今其生者，皆死秦之孤也。(战国策・燕策二)——「死秦(之孤)」…被秦国杀死的人(的孤儿)，死于秦者(之子)。(538頁)

〔主题宾语〕(前略)先軫曰…「不吊吾丧，不忧吾哀，是死吾君而弱其孤也」(吕氏春秋・悔过)——(前略)即…认为吾君已死。「弱其孤」，认为嗣君软弱。(540頁)〔使动施事宾语〕死吾父而专于国，有死而已，吾蔑从之矣。(左传・襄公二十一年)——「死吾父」…使吾父死。

これに「死」をめぐる表現の全てがおさまることなど、もとより保証のかぎりではないであろうが、かりにこれだけにしたところで、「死」が賓語を積極的に対象としていたこと、生命の終焉をとまなう肉体の必然的あるいは不可避な死にとどまらない、意志や他者が介在する積極的な意味あいをもっていたことがそれをささえていたことなどは、明らかにみてとることができる。「之」がこの「死」にむすびついたので、次の例。

子路曰…恒公弑公子糾，召忽死之，管仲不死”曰…
“未仁乎？”（以下略。论语・阳货。前掲書819頁）

於是微子度紂不可諫，欲死之，未能自決，乃问太師，
太師若曰…今誠得治國，國治身死不恨。为（ここは「假設連詞」、もしもの謂）死，終不得治，不如去。（史記・宋微子世家。同右956頁）

無作意にひろいだした例ではあるけれども、この「之」も、「死」の賓語とみなして恐らく誤りない。それぞれ、「死」にかかわらないしは結びつく「桓公弑公子糾」「紂不可諫」をうけ、「关系賓語」か「原因賓語」かはともかく、そうした事態を「之」はさすはずである。

Ⅱ群の「死之」にいちじるしく欠落しているのも、この賓語のはたらきにほかならない。それにかわって、「死

にさいしての状態あるいはその直前の状況といった事実をなぞる表現が大勢をしめる。念のため、サンプルとしてⅡ群所属の巻全体を通してその最初と最後の二例ずつを次にしめす。

(42) 乃向天皇之陵、叫哭而自死之。（六・281）

(43) 皆自投澗谷而死之。（七・291）

(44) 匿山自死之。（二八・407）

(45) 有人登宮東岳、妖言而自刎死之。（二九・421）

この「死之」に関連する用例に、たとえば「薨之」「崩之」などがある。表現の特徴も、おのずからあい通じる。これも最初の用例をサンプルとしてあげてみれば、次のとおり。

(46) 然到春日穴昨邑、臥病而薨之。（七・315）

(47) 朕未逮于弱冠而父王既崩之。（八・321）

意味の近さという点では、「何所以歟、自逝之。」（一一・389）、「若自今以後不如此盟者、身死亡之、子孫絶之。」（二九・435）、「由是、人民及六畜、多死傷之。」（二九・465）なども類例にくわえることができる。これらを一括して、かりにA類とする。

次に、「死之」の対義語に「生之」がある。これには、「病之」が類縁をもつ。用例の数も多くないので、ここに両者をひとまとめにしめせば、「病之、将死」（九・351）「豈久生之、煩天下乎」（一一・387）「其長生之、遂不

得_レ繼業」(二三・43)「其独生之、何益矣。」(二二・205)

「我生之、誰特矣。」(二三・227)「病之、葬於吉備。」(二九・435)「病之、臨_レ死。」(二九・443、477)「天皇病之。」(二九・445)などだが、個人の集合としての民衆や天下の

その状況をあらわす用例は、これらにつらなる。表現のうえでも、同じように主語・述語のごく単純なかたちをとる。

ここにそれらをひろい出してみるに「五穀既成、百姓饒之。」

(五・241)「故其処百姓寬饒之、無凶年之患。」(一一・397)

「霖雨、天下大飢之。」(二二・213)「大旱、天下飢之。」(二

三・231)「彗星也。見則飢之。」(二三・233)「所部百姓遇_二

凶年、飢之、欲_レ売_レ子。」(二九・423)「由是、五穀不_レ登、

百姓飢之。」(二九・425)などがある。さきの「生之」以下の

用例とあわせて、これらをB類とする。

ここからさらに関連をたどり、たとえば天変地異をめぐる

用例、さらに自然現象にかかわる用例などに拡げること

も可能ではある。該当する用例も少なくないので、II群の

区画を見きわめる一助になることはなるが、語法とのかかわ

りは、逆に稀薄にならざるをえない。そこで、なお自動

詞に限定したうえで語法面でも特徴をもつ用例に目を向け

てみるに、かりに模式化すれば、「自(從)場所・V之」

というかたちをとる一群の用例がある。煩をいとわず、その

〔自〕

①自_二北海_一廻之、(六・259)「二云」②自_二菟道河_一派

之、(六・261)「二云」③時賊虜之矢、横_レ射之、

(七・291)④自_二東国_一還之、(七・297)⑤自_二日高

見国_一還之、(七・307)⑥自_二徳勒津_一発之、(八・323)

⑦自_二山鹿岬_一廻之、(八・325)⑧自_二洞海_一入之、(八・

325)⑨自_二穴門_一還之、(八・329)⑩便_二自_一卓淳_一還

之也(九・353)⑪自_二南門_一直指之、(一一・397)

⑫自_二裳中_一得之、(一一・407)⑬自_二大井河_一流之、

(一一・413)⑭自_二南海_一運之、(一一・413)⑮自_二

山上_一望之、(一一・413)⑯自_二耳出_一之、(一一・415)

⑰自_二諒闇_一出之、(一一・419)⑱宜_二廻_一自_二当摩徑_一踰

之、(一一・421)⑲自_二龍田山_一踰之、(一一・421)

⑳自_二衣中_一出之、(一一・439)㉑共_二自_一位起之、(二

二・195)㉒自_二蘇何_一出之、(二二・211)㉓自_二禁

省_一出之、(二三・221)㉔並_二自_一蘇我_一出之、(二三・

223)㉕自_二飛鳥寺北路_一出之、(二八・395)㉖自_二南

門_一出之、(二八・395)㉗自_二伊勢大山_一越之、(二八・

397)㉘自_二中道_一至之、(二八・403)㉙自_二筑紫_一返

之、(二九・415)㉚即_二自_一筑紫_一歸之、(二九・419)

㉛自_二西発_一之、地震。(二九・475)

〔從〕

- ①從_二筑紫_一還來之、(五・251)
 - ②從_レ袖溢之、(六・263)
 - ③從_二忍坂_一移之、(六・277「二云」)
 - ④從_レ陵出之、(七・311)
 - ⑤從_二東国_一還之、(七・315)
 - ⑥便從_二其津_一發之、(八・323)
 - ⑦從_二和珥津_一發之、(九・337)
 - ⑧從_二新羅_一還之、(九・341)
 - ⑨從_二山背_一出之、(九・347)
 - ⑩從_二南海_一廻之、(一〇・367)
 - ⑪從_二難波_一馳之、(一一・387)
 - ⑫從_二傍徑_一行之、(一二・437)
 - ⑬即從_二筑紫_一歸之、(二九・427)
 - ⑭即從_二筑紫_一歸之、(二九・469)
 - ⑮即從_二筑紫_一退之、(二九・477)
- 〔從〕の用例が〔自〕の用例の半分ほどしかないのは、動詞として「從」をつかうため、それとの混在を避けようとする力がはたらいたことによるであろう。ちなみに、『古事記』は「自」をほとんど専用し、「從」は一部にしかつかっていない。しかしその「從」「自」のいずれにせよ、日本語「ゆ」ないし「より」をあらわしていることは疑いをいれない。なお付言すれば、あい似た表現のかたちをとる用例がいくつもある。たとえば、「復大雨從_二狹穗_一發而來之、」(六・263)「自_レ越出而遇之、」(七・309)「且皇后從_二角鹿_一發而行之、」(八・323)「兄媛自_二大津_一發船而往之、」(一〇・375)などであり、類例には相違ないが、「自(從)場所」は、「而」につづく「V之」のまとまりとは直接的

なかかわりをもたない。かたちとは裏腹に、表現それじたいが違うので、これらを除き、右の用例を一つにくくり、さきのA、B類につづいてC類とする。

このC類は、実は、「V」が他動詞にあたる用例をふくむ。〔自〕の③⑫⑭⑮、「從」の③など、ごく一部だから、除いても大勢になら影響はないが、他動詞にまで網をひろげて、つまりそうして可能なかぎり広く関連をたどろうとしたにもかかわらず、結局のところ、右の用例が『書紀』の全てである。そのもつ意味は大きい。すなわち、全体として従來の巻の区分どおりのあらわれをみせる一方、II群として一つにくくっていた卷三から卷一三までのうち、卷三、四には、該当する用例が全く無いことになる。従來の区分に明らかにもとる。はたして用例のあらわれが、それのないことも含め、どれほど有意的であるのか、なによりもまずそのことを見きわめる必要がある。

そこでC類の用例をふりかえてみるに、「V」のほとんどが自動詞である。それも、移動に関連した意味をあらわす用例が大多数をしめる。その「V」に「之」を添えたかたちが、「自(從)場所」を上接させるか否かに、表現にかかわる本質的な違いがあるわけではけつてない。言いかえれば、むしろそれを上接させると否とにかかわらず、「V之」のかぎりで完結した表現をなりたたせていたはず

である。「V之」がまずあって、表現上の必要のまにまに、それに「自(従)場所」を上接させていることは明らかだから、「V之」多用の環境がくだんの用例を生みだしていたとみるのが筋である。そのことを確かめる上で、くだんの用例の多数をしめる移動関連の意味をあらわす「V」を中心に、それにあいたぐう自動詞まで含め、「V之」の用例を巻ごとにひろい出してみることにする。対象となる語の範囲を明確に線引きすることはできないが、多少の出入があるにせよ、対象さえ定めれば客観性をいちじるしく損うことはないであろう。次に、その対象とした語をしめす

まずは「自(従)場所・V之」の「V」にあてた語。
廻、還、発、入、流、出、踰、退、越、至、返、
帰、還来、馳、行

これにあいたぐう語としてひろいあげたのが次の語。
詣、到、降、幸行、来、反、逃、往、参、赴、逃、
進、走、飛、罷、馳上

後者の語については、可能なかぎり広く用例をひろいあつめる方針のもとに、「幸行」「罷」「馳上」などの孤例も採りあげている。ただし、あくまで「V」に「之」を添えた「V之」の用例だけを対象とし、「宜早行之」(三・191)「令犢鼻而乘馬馳之」(二八・395)などのいわゆる助辞をともなう用例は除く。その数、都合七例。客観性確保のため、

巻ごとに用例をしめす。「之」は省略し、かわりに掲出字の下に日本古典文学大系本の頁数を付す。

- (昇) 詣 103、到 109 (一、2) (天) 降 149 (二、1)
- 降 215 (三、1) 幸行 243、来 245、反 245、逃 247、還来 251
- 往 251 (五、6) 還 259、廻 259、詣 259、至 259、到 259、来
- 263、入 265、出 265、還 269 (六、9) 詣 285、295、往 295、
- 詣 295、還 297、行 299、入 305、還 307、行 309、行 309、還 311、
- 出 311、飛 311、315、来 315 (七、15) 参赴 323、(軽) 行
- 323、323、廻 325、入 325、還 325、329、329 (八、8) 逃 333
- 還 337、341、出 343、詣 343、退 345、出 347、進 347、走 349
- 還 351、353、353、357、詣 359、行 359 (九・16) 廻 367、来
- 371、373、(急) 往 373、還 375、往 375、参赴 375 (一〇、7)
- 来 385、行 387、返 387、馳 387、(独) 進 397、行 401、返 401、
- 来 409、(捷) 飛 409、還 411、還来 413、走 415、出 415 (一一・
- 13) 出 419、到 419、逃 421、還 421、踰 421、(急) 馳 421
- (一二・6) (徑) 行 437、出 439、往 441、退 441、来 443、
- 出 443、(泛) 出 447、還 449、返 449、出 451 (一三、10)
- 罷 77 (一九、1) (起) 行 167 (二一、1) 来 175、
- 往 177、来 179、返 181、往 197、還来 199、199、来 201、201、205、
- 出 211 (二二、11) 退 219、馳上 221、出 221、(起) 行 225、
- 還 227、出 227、還 231、退 231、233、至 235、(従) 来 235 (二
- 三・11) 行 293 (二五、1) 出 395、馳 387、還 387、行

387、到 391、(空) 還 393、395、出 395、越 397、還 399、(散) 走 401、逃 401、走 403、至 403、到 403、逃 405、馳 405 (二八、18) 返 415 帰 419、至 427、返 437、帰 447、返 457、行 467、還 469、帰 469、罷 415、帰 421、427、返 437、(共) 至 449、参赴 453、帰 469、還 471、退 477、至 457、(従) 至 469、還 473 (二九、21)

カッコ内の数字は、それぞれ漢数字が巻次を、算用数字が当該巻の用例の総数をあらわす。さきにとりあげた「自(従) 場所・V之」のかたちをとる場合でも、「V」がはじめに列挙した「廻」以下の基準語にあたれば、右にひろいだしているが、それらを含む右の用例のあらわれは、一つの例外もなく「自(従) 場所V之」の用例のあらわれに完全に一致する。数のうえで、最低の巻でさえ六例あり、

用例が皆無の巻、あってもせいぜい一、二例にとどまる巻などとのあいだには、明らかな違いがある。この用例をD類として、A、B、C類の各用例のあらわれとあわせ、巻ごとにその用例の数をしめしたのが次の表である。

九、II群の表現、その他動詞に添えた「之」

この表にあらわれた結果が全てというわけでは勿論ないが、これまで例示した(1)以下のどの用例も、出自をただせば、巻五以降のII群に所属する。「之」を添えてなりたつという点では、それらも左の表の数字にあらわした用例と一つにつらなる。そうしたあらわれにかんがみて、表の数字に偶然の介在する余地はないはずだから、表に施した区分どおり巻をわかすべきであろう。従来の区分とは、

| 群 | D | C | B | A | 類/巻 |
|-----|----|---|---|---|-----|
| I | 2 | | | | 一 |
| | 1 | | | | 二 |
| | 1 | | | | 三 |
| II | 6 | 1 | 1 | | 五 |
| | 9 | 4 | | 1 | 六 |
| | 15 | 5 | | 2 | 七 |
| | 8 | 5 | | 2 | 八 |
| | 16 | 4 | 1 | 4 | 九 |
| | 7 | 1 | | 2 | 一〇 |
| | 13 | 7 | 2 | 2 | 一一 |
| | 6 | 3 | | | 一二 |
| | | 3 | | | 一三 |
| | 10 | 2 | 1 | | 一四 |
| III | | | | | 一五 |
| | | | | | 一六 |
| II | 1 | | | | 一七 |
| | 1 | | | | 一八 |
| II | 11 | 2 | 2 | 4 | 一九 |
| | 11 | 2 | 3 | | 二〇 |
| III | 1 | | | | 二一 |
| II | 18 | 4 | | 1 | 二二 |
| | 21 | 6 | 6 | 5 | 二三 |
| III | | | | | 二四 |
| | | | | | 二五 |
| | | | | | 二六 |
| | | | | | 二七 |
| | | | | | 二八 |
| | | | | | 二九 |
| | | | | | 三〇 |

卷三、四をⅡ群からはなし、Ⅰ群に所属させた点が異なる。その理由については後(123、131頁)に言及するが、以下には、この変更後の新区分による。

さて、こうして地がためをしたところで、「之」をめぐって恐らくもつとも難解な、他動詞とそれがどうかかわるかの問題にようやくとりくむことができる。他動詞が目的語をもつことをおのが身上として以上、それに下接する「之」は、原理のうえではその目的語となる。一方、「之」との相関を、上述のとおり自動詞までたどってきた結論からいえば、他動詞に「之」を添えたものとみなすのがもつとも自然である。みかけ上は、そのどちらとも判定不能というほかないが、実際には、原理を裏切る用例が少なくない。もはや見通しを確かめるだけだから、特徴ある用例に的をしぼりこんでとりあげてみるに、まずは疑問詞をとまなう次の用例。

(48) 数日当待、何恐之乎、輒許_二神宝_一。(五・251)

(49) 是使矣、何怠之、失_二大国之書_一哉。(二二・191)

(50) 今此行之葬、奈之為何。(六・273)

三者それぞれに、「之」が他動詞の目的語にあたるかのよくな位置にある。語法を異にするので、別個にあつかうとして、(48)の用例のばあい、中国古典語の語法によれば、「何」は疑問代詞である。前掲『古代汉语虚词词典』には

「何」作动词宾语，先秦时期大都在动词前，（「何」）頁）とあり、そこに列挙したなかに次の例がある。

(1) 景公問于晏子曰：「为政何患？」晏子对曰：「患善恶之不分。」（《晏子春秋・内篇問上》）

(48)の用例でも、「何」を「恐」の賓語として前置したはずだから、もとより「之」は目的語ではなく、「恐」に添えたものというのが実態である。

一方、(49)の用例はそう単純ではない。「怠」が目的語をとった用例が、たとえば「依_三於内乱_一、莫_二怠_三外事_一」(二二・171)というようにある以上、(48)と同様、「何」が疑問代詞である可能性がないわけではない。しかし、Ⅱ群の用例としては、むしろ次のような表現の類型にそれのつとる。

何死之、無_二宜_一同_二穴_一乎。(九・347)

何空之、棄_二海島_一耶。(二二・199)

中国古典語の語法は、こうした「何」を副詞とみる。念のため例示すれば、「王欲相汝、汝何不受乎？」（《說苑・立節》）『古代汉语虚词词典』200頁）はあい通じるが、Ⅱ群独自に表現の類型をつくっていたことは明らかだから、この類型にそくして「死之」「空之」と同じ構造をかか「怠之」にみとめるべきであろう。「之」を「怠」に添えていることは疑いをいれない。ちなみに、Ⅱ群に目的語をと

た「怠」の用例はない。

次に(50)の用例だが、これも表現の類型にのっとる。ただ、中国古典語の語法どおりのかたちをとるその類型そのままではない。類型にのっとった用例は次の四例。

○ 百済貢物不_レ及新羅、奈_レ之何。(九・355)

○ 天皇遣詔、奈_レ之何。(二三・221)

○ 今朕無_レ与計_レ事者、唯有_二幼少孺子_一耳、奈_レ之何。

(二八・395)

○ 朕今日与_二汝等_一俱盟_二于庭_一而千歳之後欲_レ無_レ事、奈_レ之何。(二九・435)

どれも会話文中にあり、問いかけの意味を含む。「奈何」とは違い、Ⅱ群以外にない点でも注目にあたいするが、この「奈之何」について、前掲『古汉语语法及其发展』は「奈之何 有拿它怎么办之意。」(795頁)と説き、次の例をあげる。

巫姬、三老不_レ来_レ还、奈_レ之何？(史记・滑稽列传补)

問題は、「奈之何」の右傍につけた符号である。同書があげる類例に「国謂_△君何？」「朝廷亦无_△如_△之何。」「寇深矣、若_△之何？」(795頁)などがある。これらを括る説明に「在少数固定形式中、疑問代詞「何」位于动词之后。」と説くように、△印を付した「若」「如」「謂」とそして「奈」を動詞とみなし、疑問代詞「何」をその「宾語」(794頁)

として位置づけている。「之」について言及がないので推測するほかないが、同じ黒丸をつけ、訳に「拿它」という以上、同様に「宾語」にあたるかとみるのが自然である。

この見方をそのままあてはめれば、『書紀』の前掲用例中の「奈之何」においても、「之」は賓語、すなわち目的語となる。そうみなした場合、型どおりのあらわれをみせる四例には矛盾をきたさないけれども、(50)の用例がそれに背く。内容をあらためてたどってみるに、垂仁天皇の皇后日葉酢媛命の埋葬にさいして、「従_レ死之道」(この直後に「埋_二立生人_一」という)、つまり殉死をおこなうべきか否かを天皇が群臣に問う一節であり、この殉死の行為をさすのが、「奈之為何」の「為」である。これには類例がある。

207) 今兄磯城果有_二逆賊之意_一。召亦不_レ来。為_レ奈何。(三・

服従をかたくなにこばむ兄磯城をどうするのか、その対応(戦術)をあらわすのが「為」である。その「為」を、「奈何」も対象とするが、より直接的なかたち、つまり目的語としてくみこんだのが「奈之為何」にほかならない。すぐれて自覚的な表現であって、本来「之」の位置する部位に「為」をすえ、それでも「之」を除かなかったことは、とりもなおさず、「之」を、「為」に等価的な目的語とはみな

していなかったことを裏づける。「奈」が動詞であるか否かはともかく、それに添えたものとして「之」をとらえていたというのが内実であろう。この(50)の用例のかたちもともと「奈之何」を基にする以上、もとをただせば、すでに「奈之何」じたいに(50)の用例につながる「之」の認識があったとみるのが筋である。その四例ともにII群に集中する事実も、恐らくそのことにちなむ。

中国古典語の語法をもの指しにすれば、それでははかれない表現も、日本語によりふさわしい表現をめざしたすぐれて意図的な所産であるばあいが少なくない。それにくわえて、かりにも指しどおりだったとしても、おもて向きのあらわれとは裏腹に、同じように日本語の表現にそくした手直しを経ていることを、右にとりあげた疑問表現をめぐる用例は如実にしめす。最後にもう一つだけ、こんどは用例そうこの関連に目をむけながらとりあげる。とっかかりは、次の用例である。

(51) 朕聞之、襲国有厚鹿文・连鹿文者。是兩人熊襲之渠帥者也。(以下略。七・291)

(52) 伝聞之、叔父以田村皇子欲為天皇。我聞此言、立思矣居思矣、未得_レ其理。(二三・219)

いわゆる伝聞のかたちをとり、その内容を「之」につづく一節があらわす点でも、両者は共通する。中国古典語の語

法は、こうした「之」を代詞とみなす。すなわち、「聞」の賓語となり、伝聞内容をあらわす一節にさきだつてそれを指示するというのがそのはたらきである。代詞の通常的位置とは逆だから、そのことにもなう限定も、当然ある。何乐士氏『左傳』的人称代詞(注)にその説明がある。

有些_レ之_レ所代的对象在下文。当说话人引用俗语、谣谚或援用古书、成语时、常用_レ吾闻之_レ、_レ臣闻之_レ或_レ△(为表示谦虚而称自己的名来代自身)闻之_レ、_レ×××有之_レ等句式引出下文。(309頁)

話し手がことわざや世間のいいつたえを引用したり、古書や成語を援用したりするさい常套句としてつかうというものが、たとえば同書があげた例の一つに「吾聞之…一日纵敌、数世之患也。(僖33)」とある。

この例と、それをめぐる説明とに、『書紀』のあの二つの用例は完全に対応する。何乐士氏は対象を『左傳』にかぎっているが、それをもとにとりだした常套句としての用法をとくと承知したうえで二つの用例をなりたさせていることは、もとより疑う余地はない。しかし、だからといって、中国古典語そのままに「之」をつかっているとはかぎらない。二つの用例は、常套句としてのかたちをとる以上に、実はあい通じる表現の類例がII群にあり、それらにつながるからである。

(53) 然遥視_二王船_一、予怖_二其威勢_一而心裏知之_二「不可_レ勝_一」悉捨_二弓矢_一、(七・305)

(54) 既而天皇悔之_二「不_レ治_二神崇_一而亡_二皇妃_一」更求_二其_一答。(二一・429)

かりにカッコで括った部分を、それぞれ「知」「悔」が対象とするこのかたちは、さきの「聞」がその伝聞内容をあらわす一節を対象とするのとなんらかわらない。これらの「之」には、もはや代詞のはたらきはない。さらに、動詞とその対象との関係が一段と稀薄になったのが次の用例。

(55) 仍每_レ氏科之、建_二大柱於土山上_一。(二一・203)

(56) 是歲、皇太子・島大臣共議之、録_二天皇記及国記_一・

臣連伴造国造百八十部并公民等本記。(二一・203)

これらにあつては、それぞれ「科」「議」に対して、後続の動詞がその内容をあらわす(だからカッコで括つても筋は通る)一方、実態としてはその結果をあらわす方に重心をうつしている点に、前掲の用例との違いがある。内容上の関係がいっそう稀薄になれば、先行動詞は、後続の動詞に対する契機性をつよめる。たとえば次の用例。

(57) 至于对馬_二以道人等十一、皆請之、欲_レ留_一。(二一・195)

(58) 唯將軍等、始到_二任那_一而議之、欲_レ襲_二新羅_一。(二一・209)

ここから、手段と目的、原因と結果などの関係をもつ用例は転一步、実際には連続する。たとえば次のような用例。

(59) 是後、蝦夷亦襲之、略_二人民_一。(二一・413)

(60) 於是、真野首弟子・新漢濟文、二人習之、伝_二其儔_一。(二一・199)

ここまできると、中国古典語の語法にいう「動詞謂語句(動詞述語文にあたる)」の「連動結構」あるいは「并列結構」の例につながる。それらについて、前掲『古汉语语法及其发展』は次のようにとく。

連動結構是指動詞或動詞結構連用。前后有时间先后或主次之分，都为同一施事主語发出的動作。(以上、連動結構。572頁)

并列結構是指同一主語联系两个(或两个以上)緊相連接的動詞短語，彼此不是先后或主次关系，而是同等的、可以逆轉的并列关系。(以上、并列結構。582頁)

一つの主語を共有する二つ以上の動詞そうこの関係をいうものだが、前者は、時間の先後関係をはじめとして、さらに原因と結果、条件と結果、手段と目的、目的と動作(ないし結果)その他の関係をいう。これに対して、同等、逆接、選択その他の関係をいうのが後者である。これらの関係をもつてつらなる動詞を連詞がつなく、あるいはその間に介在するばあいが少なくない。その連詞には、「而」「以」

「則」「而后」「然后」などがあるほか、とくに「并列结构」では、動詞に上接する「且……且……」「既……且……」「載……載……」「或……或……」「非……則……」「非……即……」などもあるが、ここに「之」は一切ない。あるとすれば賓語だが、それにしたところで、二つ以上の動詞が一つの賓語を共有するかたちをとるなかで、後続動詞にそれを下接するのがかたい原則である。次はその一例。

隱于首陽山，采薇而食之。(史記・伯夷列傳。連動結構の例、575頁)

君有君之威儀，其臣畏而愛之，則而象之。(左傳・襄公三十一年。并列結構の例、586頁)

ふりかえて前掲(59)(60)の用例をみるに、「之」が賓語、つまり目的語であったとしても、この原則にあてはまらない。そうかといって、関係としては「連動結構」にあたるが、その連詞たる資格も「之」はもちあわせていない。

こうした「之」につながるのが、くだんの「聞之」にほかならない。あいともに(57)(58)の用例、また(55)(56)の用例、さらに(53)(54)の用例などを介して密接に連なる関係にある以上、(51)(52)の用例だけをとりだして中国古典語の語法どおりだということしたい、実態にそぐわない。他動詞だから、それが対象とする位置にある

からといったみかけにたよった判断さそくさなければ、他動詞もまた、それにさきだつてとりあげた自動詞以下と同様、「之」を添えていたことは、恐らく容易に見通せるはずである。実証の裏づけを欠く弱みは払拭できないけれども、それが日本語にふさわしい表現をめざすことにとまなうということ、そうみなすこともまた自然であろう。

十、Ⅰ、Ⅲ群の表現、その「主語・之・謂語」

このⅡ群とは対照的なのがⅠ、Ⅲ群である。両群ともに、「之」の使用には消極的な姿勢が目立つ。西宮氏前掲論考がしめた数値にも、そのことは顕著だが、乏しい用例ゆえに、Ⅱ群の用例を分析したと同じ手法では、「之」をめぐる表現の内実にはとうてい迫りえない。逆に、乏しさと表裏して、中国古典語の表現にそくした「之」の使用をきわだたせている。糸口は、むしろそこにある。もっとも、関連してあらかじめ断っておけば、森氏は前掲書のなかに「α群の基本的な述作は渡来唐人によって行われたのだ。」(209頁。α群は、小稿のⅢ群にあたる)などと断定をくだしているが、論の展開上の粗雑に目をつむり、純粹に表現そのことに問題をしほりこんだにせよ、中国古典語のそれこそ生の表現をきざんでいるとは、私には到底おもえない。「之」をめぐる表現にあつても、それは別ではない。

たしかに、Ⅲ群は中国古典語の表現に積極的な面をもつ。たとえば「田狭既之^ニ任所^ニ」(二四・475)などの「之^ヲ」の用例がⅢ群だけに十一例ある。この用例が稀であることについては、つとに福田氏前掲稿に「わたしが参考した奈良朝文献では、常陸風土記に漸く二字、しかも対句の中にも用ゐられてゐるのを見るのである。」(135頁)といった指摘がある。このほか主語に下接した「之」などは、中国古典語の表現に装いをこらした典型的な用例であり、その積極的な利用にⅢ群は特徴をみせる。しかしその利用の実態にいたっては、装いにはかならずしもそぐわない。問題さえ、そこにはないわけではない。

(61) 凡人主之所^ニ以^テ勸^レ民者、惟授^レ官也。国之所^ニ以^テ

興^レ者、惟賞^レ功也。(二五・521)

この一節は、出典をもつ。表現に着目してみると、「商君書曰、凡人主所^ニ以^テ勸^レ民者、官爵也。国之所^ニ興^レ者、農政也」という原文が、傍線部の緊密な対応を欠く表現に手がくわわって、対的な構成にかたちをかえてゐる。「所興」を「所以興」に改変するについても、内容上の要請があったにせよ、それ以上に強く対表現を整えようとする志向がはたらいていたはずである。表現のかたちへのこだわりは、一句を六字ないし四字にまとめる力としてもはたらく。たとえば次の例。

(62) 况復平安之世、刀劍不^レ離^レ於身。蓋君子之武備、不^レ可^レ以^レ已。(一九・123)

これにも出典があり、原文の「於^ニ安平之世^ニ而刀劍不^レ離^レ於身。蓋君子之於^ニ武備^ニ、不^レ可^レ以^レ已。」を改変してゐる。傍線部の「於」のもつ意味は、なかなか重い。前掲『古汉语语法及其发展』は次のように説く(411頁)。

有时在主语与^レ介宾^ニ之间有^レ之^ヲ连接、如^レ：

(2) 天之於^ニ民厚矣。(列子・说符)

(3) 麒麟之於^ニ走兽^ニ、(中略) 圣人^ノ之於^ニ民^ニ、亦类也。

(孟子・公孙丑上)

例(1)、(2)的^ニ於^ヲ表示^レ對於^ニ、不能解作^レ比^ヲ於^ヲ。

(62)にそくしていえば、原文は「武備」に対して決しておこたることがないというあくまで「君子」を主題(主語)とする。「於」がなければ、単なる「君子の武備」でしかないが、原文から外れたそれで文意がはたして通じるのか、そもそもその文意を改変をとおしてあらわそうとしたのか、疑いを禁じえない。また、同じように出典をもつ次の用例。

(63) 久矣、無^レ別風淫雨、江海不^レ波溢、三年於^ニ兹^ニ矣。

意、中国有^レ聖人^ニ乎。(二五・313)

この一節に「之」はない。これに対して、「之」を含む「主語・之・謂語(述語)」の成分が主語となり、謂語とし

てはたらく副詞に対応するのが、すなわち原文の「久矣、天之不_レ迅風雨、海之不_レ波溢」也、三三年於茲。意者、中国有_二聖人_一乎。」である。原文のこのかたちの表現について、『古汉语语法及其发展』(758、759頁)は強調表現とみならず、そのなかの一部の例をしめせば、

甚矣、汝之不_レ惠。(列子、汤问)

久矣哉、由之行_レ詐也!(论语・子罕)

宜乎、百姓之_レ谓我_レ愛也。(孟子・梁惠王上)

最初の例は「表示对程度的强调」、次は「表示对时间的强调」、最後は「强调事情合乎情理」という強調のため、それぞれ「甚矣」「久矣哉」「宜乎」を謂語としたものだが、(63)の用例がもとにした原文は、さらにその全体を「三三年於茲」がうける。かりに模式化すると、

謂語、主語・之・謂語、謂語

たがいに緊密な結びつきをもつ右の構造からなりたつ。この結びつきばかりか、「天」と「海」との対応までばらばらにしてしまったのが(63)の用例であり、「別風」と「淫雨」、さらに「江」と「海」といった対応がどれほど修辭的であっても、一句を五字にそろえる数あわせ的性格は否めない。中国古典語の強調表現としてなりたつ原文に、

わけてもその核心であったはずの「主語・之・謂語」をバラすまでにくわえた改変は、(62)の構造上あい通じる「君子之於_二武備_一、不_レ可_二以_レ已_一」にくわえた改変と軌を一にする。

はたしてこれら改変を「渡来唐人」がおこなったであろうか。少くとも、Ⅲ群にしても、実際に筆を執った者に「渡来唐人」を想定できるほど生粋の中国古典語の実質をそなえていたことを疑わざるを得ないというのが実態である。Ⅰ群も、どちらかといえばこのⅢ群に親近をもつ。問題はそれら両群の表現の内実だが、Ⅱ群とは対照的に、「之」を下接した用例がきびしい限定のもとにあったことにともない、そしてそれと表裏して、さきにとりあげた(63)の用例が依拠した原文をもとに模式化したなかの「主語・之・謂語」の表現に、Ⅰ、Ⅲ群ともに積極的な姿勢をみせる。もっとも、(62)(63)の用例にいたっては、その表現の原文を別のかたちに改めているほどだから、どこまでもⅡ群と対比したうえでのことではなく、だから「主語・之・謂語」のかたちをとる用例一般をとりあげても、違いはたしかに小さくはないが、しょせん相対的なものにとどまる。特徴として明らかかな像を結ぶには、もう少し対象をしばらくこまなければならぬ。

そこであらためてそのかたちのなりたちに焦点をあてて

みるに、中国古典語の語法では、この「之」を連詞とする。それをめぐる表現のかたちを「主・之・謂」構造とよびならわしているの、便宜これにならうとして、介詞の「及、自、比、当、逮、於、在」などがこの「主・之・謂」の成分を賓語にとるばあいがある。『古汉语语法及其发展』(993頁)があげるその例の一部を次にしめす。

自子之归也、小人粪除先人之敝庐、(左传・昭公三年)
逮吳之未定、君其取分焉。(又、定公四年)

これとは別に、賓語が主語と類似した対象をあらわす場合、この賓語を「类似宾语」といい、「如、若、似、类、象、犹」などがその動詞となる。「类似宾语」が「主・之・謂」のかたちをとった例がある。『古汉语语法及其发展』があげるその例の一部(546頁)。

孤之有孔明、犹魚之有水也。(三国志・蜀书・诸葛亮传)

夏侯初朗朗如日月之入怀、李安国頽唐如玉山之将崩。

(世说新语・容止。举例は734頁)

中国古典語の語法では、こうして介詞と動詞とに分けるけれども、日本語におきかえれば、動詞ではなく、それじたいとしては自立性をもたない点、二つの語群は共通する。そしてこの二つの語群に該当する用例と、さらにそれにあい通う用例とのあらわれは、Ⅱ群とⅠ、Ⅲ群とで大きく異

なる。各群ごとに、「主・之・謂」成分とこれに関連する語とのまとまりを次に抜きだしてみる。

〔Ⅰ群〕

譬猶遊魚之浮水上也(一・77) 状如葦牙之抽出也(一・77) 如葦牙之初生湮中也(一・79) 至於火神軻遇突智之生也(一・91) 有如磐石之常存(二・155) 必如木花之移落(二・155) 如木花之俄遷軛当衰去矣(二・155) 譬猶被葉之浮流者(三・203) 及皇軍之得鶉瑞也(三・209) 逮我皇師之破虜也(三・211)

〔Ⅱ群〕

对如老父之教(「一云」六・259) 当天皇之寝(六・263) 適當皇后之開胎(九・337) 然因新羅人之拒(一〇・371) 然因新羅人之拒(一〇・373) 是因衫子之幹(一一・395) 因皇后之嫉(一二・443)

〔Ⅲ群〕

逮乎朕之王天下(二四・481) 爰降小泊瀬天皇之王天下(二七・43) 如春草之仰甘雨也(二九・105) 豈非專由蘇我臣之興行佛法歟(二〇・151) 随天神之所奉寄(二五・273) 逐自心之所帰(二五・303) 由君夫人妖女之無道、擅奪国柄、

誅殺賢良故(注所掲『日本世記』の一節。二六・345)
如_三田来津之所_レ計(二七・357)

用例の数のうえでそれほど大差ないけれども、内実が大きく異なる。とりわけ「主・之・謂」の「謂」にあたる表現の違いが著しい。Ⅱ群のそれは、ほとんど一語からなり、またそのなかに名詞相当か、もしくは名詞そのものといった用例をふくむ。疑わしきは採る方針にしたがってさえ、右のように少数にとどまる。ほとんど一語がしめることは、つまり「主・之・謂」の表現に消極的だったⅡ群を端的にものがたる。

対照的にⅠ、Ⅲ群の積極を示唆するのが、動詞とその目的語ないし場所をあらわす語とが結びついた「謂」の数多くの用例である。そしてこの点にかぎれば、たとえ相対的であるにせよ、中国古典語の表現に、Ⅰ、Ⅲ群ともに前向きな姿勢をもっていったことはあからさまである。ただ、それはどこまでも全般的な傾向にとどまる。それぞれの表現の細部にまで目をむけると、たがいに独自の表現がきわだつ。右に列挙した用例からして、すでにその独自の表現の一部を含んでもいる。

Ⅰ群のばあい、最後の(209)(211)と(91)の三例がまづ該当するが、これらは、『古汉语语法及其发展』にいう「偏句“主语・之・谓语”后附语气词“也”」(991頁)、す

なわち「主・之・謂」の成分が従属節となり、「也」を成分末につけて主節にかかるかたちに通じる。その具体例の一部を次にしめす。

孔文子之_レ将攻大叔也、访於仲尼。(左传・哀公十一年)
赤之_レ适齐也、乘肥马、衣轻裘。(论语・雍也)

もちろん、このかたちをとった表現の用例もⅠ群にはある。という以上に、そうした用例とさきに掲出した三例に、さらに「V・之・N」の成分に「也」を付接させた用例を合わせ、文中の従属的な成分末に「也」を利用することに、Ⅰ群はきわめて積極的である。それらの用例を、既掲の三例を除いて次に列挙する。

「主・之・謂」十也、

素_レ尧_レ鸣尊_レ之_レ为_レ行也、甚_レ无_レ状。(一・111)

初_レ大_レ己_レ贵神_レ之_レ平_レ国也、行_レ到_レ出_レ雲_レ国_レ五十_レ狭_レ狭_レ之_レ小_レ汀、
(一・131)

臣_レ兄_レ、兄_レ猾_レ之_レ为_レ逆_レ状也、聞_レ天_レ孫_レ且_レ到_レ、即_レ起_レ兵_レ将_レ襲_レ。(三・197)

我_レ皇_レ祖_レ之_レ靈也、自_レ天_レ降_レ靈、光_レ助_レ朕_レ躬。(三・215)

「V・之・N」十也、

于_レ時、天_レ稚_レ彦_レ新_レ嘗_レ休_レ臥_レ之_レ時也、中_レ矢_レ立_レ死。(二・137)

既_レ而_レ皇_レ孫_レ遊_レ行_レ之_レ状也、者、則_レ自_レ穗_レ日_レ二_レ上天_レ浮_レ橋、立_レ於_レ浮_レ渚_レ在_レ平_レ処、(中略)到_レ於_レ吾_レ田_レ長_レ屋_レ笠_レ狭_レ之_レ倚_レ矣。(二・

141)

及其遊行之時也。云云。到于吾田笠狭之御崎。(一・

161)

初天皇草創天基之日也。大伴氏之遠祖道臣命帥大

来目部、奉承密策、(以下略。三・215)

すべてI群に所属する用例だが、このほかに一例だけ、

「主・之・謂」に「也」を付接した用例がIII群にある。

(64) 臣聞、前王之辛世也、非維城之固、無以鎮其

乾坤、非掖庭之親、無以繼其趺豐。(一七・23)

「奏請」の文の冒頭を飾るにふさわしく修辭をこらしてい

ることは、一見して明らかである。そうしたすぐれて意図

的な文脈にふさわしい表現として、「主・之・謂」のかた

ちをとり、とくに「也」をえらびとってそれに付接させた

ことも、これまた言をまたない。何乐士氏「左傳」の語

气词「也」によると、主語や賓語など文中の成分や従属

節などの直後に位置する「也」の総数⁶⁴⁵例のうち、「主・

之・謂」直後の「也」が28%、また従属節直後の「也」が

36%をそれぞれ占めるといふ。古典中の古典ともいふべき

『春秋左氏伝』の、これが表現の一つの実態である。中国

古典語のまさに古典的な表現をくだんの「也」が体現して

いるとみなしても、恐らくそれほどのを外していないはず

だが、(64)の用例が文脈上の要請にしたがった例外だと

すれば、多様な表現のかたちにそれを積極的に生かしたのが、つまりはI群である。

III群はいえ、実は固有な表現が別にある。「所・V」

を核にもち、「之」がそれとさまざまに組みあわさるかた

ちをとった表現だが、前掲「主・之・謂」に関連した用例

のなかにも、III群だけに、それが三例ある。既掲のそのぶ

んを除いた全用例を、表現の違いにしたがい分類して次に

しめす。

(A) 主語にたつ「S・之・所・V」(Sは主語を表す)

凡人主之所_レ以勸_レ民者、惟授_レ官也。国之所_レ以興_レ者、

惟賞_レ功也。(一五・52)

多多羅等四村之所_レ掠者、毛野臣之過也。(一七・43)

(B) 述語にたつ「S・之・所・V」

又其王入仕_レ天皇、四隣之所_レ共識_レ也。(一四・49)

夫筑紫国者、遐邇之所_レ朝屆、去来之所_レ関門。(一八・

59)

善_レ始有_レ終、寡人之所_レ恒願。(一九・73)

此、寡人之所_レ食不_レ甘味、寢不_レ安席。(一九・73)

夫新羅甘_レ言希_レ誑、天下之所_レ知也。(一九・73)

是、阿賢移那斯・佐魯麻都舒佞之所_レ作也。(一九・85)

夫百济国者、高麗・新羅之所_レ争欲_レ滅。(一九・117)

調賦使者、国家之所_レ貴重、而私議之所_レ輕賤。行李者、

百姓之所懸命而選用之所_二卑下_一。(一九・119)

此三輪君逆者、詛語田天皇之所寵愛。(注)二一・159)

任那所出物者、天皇之所明覽。(二五・273)

以此觀之、紀麻利耆挖臣(ほか二名省略)、汝等三人之所_二意拙_一也。(二五・291)

蓋此、專由扶翼公卿臣連伴造国造等各尽丹誠、奉_中遵制度之所致也。(二五・315)

(C) 目的語にたつ「S・之・所・V」
百濟加須利君飛聞池津媛之所燔殺。(一四・471)

国司等莫_下於任所自斷_中民之所_二訴_一。(二五・289)

輒違_レ斯詔、自判_レ冤_レ斫人之所_二訴_一、及中臣德之奴事。(二五・289)

我奉_レ皇太后天皇之所_二勅_一。(二七・365)

(D) 修飾語にたつ「S・之・所・V」
遣_レ問_レ西方無_レ礼使者之所_二停宿_一処也。(一九・119)

今我親神祖之所_二知_一穴戸国中有_レ此嘉瑞。(二五・315)

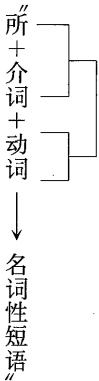
すべてⅢ群の用例である。(B)には、とりわけ多くの用例が集中する。それとは対照的に、Ⅲ群を除くどの群にも(B)に該当する用例が一切ない。それだけ特徴的なのだが、しかしまた一方(B)以外でも、他群のあらわれは極めて低調である。たとえばⅠ群の用例が一つだけの(A)

をはじめ、(C)はⅠ群とⅡ群との用例がそれぞれ一つづつ、(D)もⅡ群の用例が一つあるだけにすぎない。こうして(A)から(D)の全てを通して、Ⅰ・Ⅱ群とはきわだった違いをⅢ群はみせる。その積極的な利用こそⅢ群の身上といっても過言ではない。そして表現の上では、「主・之・謂」の「謂」が「所・V」のかたちをとるという点、「所・V」じたいすでにⅢ群の個性を深くその身につきざんでもいるはずである。その内容を明らかにすることは、これまでの所論の確認にも通じるので、最後にそれについて若干の考察をこころみる。

十一、Ⅲ群の表現、

その「所・V」をめぐる補足

「所・V」については、中国古典語の語法上の説明によれば、「所」把动词或动词短语变化为名词短语(『古汉语语法及其发展』486頁)というように「所」が動詞あるいは動詞短語を名詞短語に変えてなりたつ。「所」に介詞がともなったもの、すなわち「所以」「所为」「所由」「所从」「所自」なども、



右のように基本的な構造の上では、「所・V」に連なる（同前書48頁）。前節にとりあげた「主・之・謂」のかたちをとった用例のなかにも、たとえば（A）の最初に介詞「以」をともなった「所以」がある。

さて、問題はその内実である。いま「所・V」に限るとして、中国古典語の語法では、右のようにその「V」に「动词或动词短语」が位置するものとみなす。方有国氏「上古漢語『所』字與所字結構再研究」（『漢語史研究集刊第二輯』巴蜀書社。2000年）のなかには、「V」を「動詞定語」としたうえで、「定語可以是單音動詞也，可以是動賓、狀動、動補等短語，還可以是形容詞。」（69頁）と説く。規定の違いは、「所」に下接する「V」のその多様を反映してもいるはずだが、しかし、「V」を語的成分とみなす点には変りがない。翻ってⅢ群の用例をみるに、すぐれて特徴的な（B）に「寡人之所_存食不_甘味、寢不_安席」という慣用的な表現をこの「V」にあてた用例がある。この傍線部を、中国古典語の語法にいう語的成分とみなしうるのか、疑いはぬぐえない。

不審は、当然（B）の用例全体にも及ぶ。ただ、中国古典語の語法に背いた著しいかたちをとっているわけではないので、容易には推測を出ないけれども、「所・V」をめぐってその語法に背いたかたちについては、これまでたび

たびとりあげた森氏前掲書に言及がある。森氏は「所」に焦点をあて、次のように説く。

「所」字には指示の機能がある。たとえば、「猫所捕之鼠」（猫の捕へし所の鼠）」は、「猫が捕らえた鼠」の意である。「猫」と「捕」の間に「所」を入れることによって、連体修飾語を形成している。このような場合、被修飾語となるのは、一般に動作の直接・間接の目的であり、動作の主体ではありえない。／ところが書紀には、この漢文法の規範に違背する「所」字の用例が少なくない。私の調査では、少くとも三十四例ある。（前掲書141頁）

このあと用例を列挙しているが、森氏がモデルとした用例をかりに記号をもっておきかえれば「S（猫）・所・V（捕）・之・N（鼠）」となり、列挙した三十四例のなかに、実はこのかたちをとる用例が一切ない。多くは、たとえば「①（卷二）高天原所_生神」などの場所表示の語に「所・V・N」が下接したかたちをとる。

モデルと実例との表現をめぐる違いに、森氏は頓着しない。違いは、しかしけつして小さくない。実例のかたちに森氏の規定をあてはめれば、「漢文の規範に違背する『所』字の用例」とは「N」が「動作の主体」として位置するものだが、そうした「所・V・N」の例は、中国古典語に実

在する。前掲『古汉语语法及其发展』は「所生」后还常有「母」、「夫人」、「氏」、「嫵」、「妃」等词，使它指生母的意思更加明显。」(487頁)と指摘したうえで、次の例をあげる。

咸和元年，所生^{○△}郑夫人薨，帝时年七岁。(晋书·帝纪·简文帝)

これには、わざわざ「注意这里不是指『所生的郑夫人』，而是『生帝的郑夫人』。」という念のいった注記を付している。「生帝的郑夫人」というとおり、「生」のこの「動作の主体」は、森氏のいう「被修飾語」つまり「郑夫人」以外にはない。ほかに類例をいくつかあげたなかに、「(10)性至孝，……事所生^{○△}母^{○△}陈氏，尽就养之道。」(陈书·除陵传)、「事所养父母，尽孝终身。」(宋史·申积中传)などのあい似た表現の例もある。

こうして「所・V」に下接すればこそ、「N」は「V」に対し自由の度合が高く、主語にも立つ。森氏がしめしたモデル、すなわち「S・所・V・之・N」は「所・V」に主語が上接するぶん、それだけつよく表現に制約をうける。「V」に対しては、「N」がその目的語になるというのも、それ以外の可能性を排除するという点では、表現上の制約の一つにほかならない。逆に、まさにその制約のいわば緩さに、Ⅲ群の特徴がある。たとえば、

(64) 天皇方随^三福信所^レ乞^二之意、思^下幸筑紫、将^レ遣^二救軍^一而初^レ幸斯備^三諸軍器。(二六・347)

傍線部は、これに先立つ齐明天皇六年十月の「百济佐平鬼室福信遣^二佐平貴智等^一、(中略)又乞^レ師請^レ救。」という援軍要請をうける。「V」にあたる「乞」の目的語は「師」(もしくは「救軍」)であって、「N」に位置する「意」ではない。これに通じるのが、『古事記』の「大雀命知^レ天皇所^レ問^レ賜^レ之大御情^上而白、」(応神天皇条)である。「問賜」が「V」、その内容は「汝等者、孰^レ愛^レ兄子与^レ弟子^二」だから、「N」は「V」の目的語であるより、「S・所・V」のまとまりが構成する修飾成分に対し、それをうける被修飾成分として位置する。「問賜」「大御情」などに明らかなおろ、中国古典語の表現にかたちを似せ、内実は日本語をあらわしたものにほかならない。

その特徴をいえば、「S・所・V・之・N」を、「之」を介した「S・所・V」と「N」との成分相互のかかわり、すなわち修飾・被修飾の相関とみなしている点にある。実際には、用例の多くが「N」を「V」の目的語としてはいる。しかしそれらも、ひっきりや「S・所・V」と「N」との修飾・被修飾の関係からなりたつことに変わりはない。そのことは、修飾・被修飾の関係さえなりたてば、修飾成分のその内部がどのようなかたちをも原則としてとりうる自由が

あつたことをものがたる。たとえば「命_三有司_二推_三問_二其玉所得之由_一」(二一・409)の傍線部だが、日本古典文学大系本・日本古典文学全集本ともに「其の玉を得し由_三」と訓む。ここでは、「所・V」に上接するのは「S」ではなく、

「V」の目的語である。それを「O」とすれば、傍線部は「其・O・所・V・之・N」のかたちをとる。「之」を介して「其・O・所・V」が「N」を修飾するという成分相互の関係じたいは、さきの「S・所・V・之・N」にそのまま通じる。

そのことに加え、「所・V」に上接した名詞は、語法上「V」の主語のはずだから、目的語にたつ「其・O・所・V・之・N」についても、日本語をあらわしたものとみて恐らく誤りないであろう。II群に「校_二寺及僧尼_一、具録_二其寺所_レ造之縁_一、亦僧尼入道之縁及度之年月日也。」(二二・211)というもう一つ同じかたちの用例がある。この傍線部を、従来「其の寺の造れる縁_三」(日本古典文学大系本・日本古典文学全集本)と訓むけれども、「因号_二其所_レ至之処_一、曰_二菟田穿邑_一」(三三・197)に通じる「其」を含め、さきの「其玉所得之由_三」に明らかに一致する。そしてこれらに通じる用例が、実はIII群にもある。

(65) 是、其妣皇后所_レ葬之陵也。(二一・169)
前掲の二例とあわせ、表現の類型をかたちづくっているこ

とは明らかだから、それだけに、「其の妣皇后の葬られたまひし陵」(日本古典文学大系本・日本古典文学全集本)というように受身の表現とみなす従来の訓みは、恐らく当たらない。

類型にのつとるといふのも、「N_三所・V・之・N」のかたちに、「N」を「S」とする原則があり、これとの混同を避ける必要もあつたからであろうが、そのことじたい、「O・所・V」を、「S・所・V」の「S」を置きかえたものとみなしていたことを示唆する。「S」から「O」へのその置換は、「S・所・V」がそのかたちをもつて単位的なまとまりをなりたたせてはいても、そのなかでの「S」と「所・V」との結合の緩さが促していたはずである。固定的な体制であるより、「所・V」を核に、原則としてはそれに「S」が上接し、「O」の上接も時にありえたといふことであろう。類例をもう一つあげる。

(66) 百済加須利君飛聞_三池津媛之所_二播殺_一而_レ讞議曰、
(一四・471)

(67) 多多羅等四村之所_レ掠者、毛野臣之過也。(一七・43)

傍線部の訓みに小異はあつても、どの注釈書も受身表現とみなす。そうみなすほかないとはいへ、「S・之・所・V」のこのかたちは、中国古典語の語法をもちだすまでもなく、

たとえば「且姉之所_レ生、亦同_二此誓。」(一・121)「我奉_三皇太后天皇之所_レ勅、」(二七・365)などのように「S」が「V」の行為の主体にあたるのが語法上のきまりである。

表現のかたちをかえずに、それが本来あらわすはずの意味とは違う受身を二例ともに同じようにあらわす以上、偶然ないし過誤による可能性は恐らくない。中国古典語とかかわりがあるとすれば、受身をあらわすごく一般的なかたちの「為・N・所・V」がもっとも近いが、このかたちがつつかわる以前の「為・N・V」、さらにその「N」(関係語。「V」の行為の主体)を省略した「為・V」などのかたちはあっても、「為」の省略については、語法上ありうべきかたちとしてはみなさないのが、ごく狭い視野に入っただかぎりではないといえ、なおやはり一般的である。しかしそうしたなかにも、例外がないわけではない。どこまでも「為・N・所・V」の枠ぐみを前提にしろうじてありえた例のようだけれども、

楊樹達も引用しているが、淮南子説林訓の「嗜慾在_レ外、則明所蔽矣」の如きは「明所_レ蔽矣」と読んでもかまわない。それはこの文が「聡明さがおおわれる」という意味だからである。(中略)「明所蔽矣」は「明為所蔽矣」の省略なのである。(西田太一郎氏『漢文の語法』219頁)

これには別の見方が無いわけではない。西田氏が受身とみなす表現を、『漢書』「成帝紀第十」鴻嘉元年二月条の「詔」は「朕承_三天地、獲_三保宗廟。明有_レ所蔽、德不_レ能_レ綏。」とつくり、これを『書紀』崇神天皇十二年三月条の「詔」がそのまま利用している。古訓は、傍線部を「明も蔽る所有り」と訓む。このほか、『古汉语语法及其发展』は、「為・N・所・V」の省略のかたちについて「所・動」这种句式省去了「为・宾」と指摘したうえで、「由所杀蛇白帝子、杀者赤帝子、故上赤。(史記・高祖本紀)」(679頁)をあげる。しかし、挙例はわずかにこれ一例であり、受身をあらわしなおかつ述語として位置する「所・V」の例については一切言及がない。

中国古典語にそうした例がかりにあったとしても、まさに例外でしかなく、それですら「為」の省略とみななければならぬ。それだけ、いわば「為」の体制のつよい規制のもとに受身表現がなりたっていたことになる。くだんの受身をあらわす「S・之・所・V」がその幻の例外にまならなかったっていることも、「為」の省略であることも、ほとんどありえない。中国古典語との関連をたどることに結びつく手がかりがないことじたい、実際には(65)の用例がそうであったような成分そうごの結びつき、すなわち語成分としての「S」が格助詞相当の「之」を下接し、「所・

「V」が受身をあらわすその述語成分として位置するといった関係からなりたつことを示唆する。日本語にもとづく表現では、「所・V」をもって受身をあらわすことが一般的ですらある。『古事記』の「所_レ避_レ追_レ而_レ降_レ出雲国_ノ之_ノ肥河上名鳥髮地。」「於_レ其石_ノ所_レ燒_レ著_レ而_レ死。」(上卷)「御子者所_レ遣_レ之_レ政_レ遂、応_レ覆_レ奏。」(景行天皇条)「所_レ驅_レ使_レ於_レ水取司_ノ吉備国_ノ兒島郡_ノ仕_レ丁。」(仁徳天皇条)などの例のほか、『万葉集』には、受身をあらわす「白珠者人_レ尔_レ不_レ所_レ知_レ」(1018)などとあわせて、自発ないし可能の意をあらわす「ユ」に「所」をあてた「過_レ去_レ人_ノ之_ノ所_レ念_レらくに」(463)「君_ノ之_ノ所_レ思_レて嗟_レはや_レます」(1405)「鶴鳴_ノ之_ノ所_レ聞_レ田井に」(2249)をはじめとする多数の例があり、記号にうつけば、それらを「S・之・所・V」というかたちにあらわすことが可能である。

このかたちが、くだんの(66)(67)の受身をあらわすかたちに通じることはもはや言をまたない。「S・之・所・V」のかたちをとっても、かたちそのものに規制ははたらず、どこまでも「所・V」じたいが表現を決定する。中国古典語の表現が「為・N・所・V」などの型に依存する傾向が強いとは対照的に、成分としての独立性が高い。そして日本語の語順のままにその成分を他の成分とつなげ、表現をなりたたせていたはずである。さきにとりあげ

た「S・所・V・之・N」や「其・O・所・V・之・N」にしても、表現のなりたちの道筋は、基本的に違いはなかったであろう。いわば型どおりの表現から、成分をもとにしたより日本語にふさわしい表現への展開、さらにいえば中国古典語の表現のくびきからの脱皮を、みずからの自覚的な表現の方法として推しすすめていたというのがその実態である。

十二、まとめ、日本語表現の独自の演出

用例の数のうえで、ほんの一握りにとどまるとはいえ、全体としては出典をもつ章句の積極的利用や修辭的には対表現への強い志向など中国古典語として装いをこらすことにⅢ群が意欲的であっただけに、右にとりあげたどれもが、そうした環境にもとめようがなくあらわれた、つまりはうわべの装いを裏切ってはしなくも地が露見したものでもあったろう。中国古典語の型にのっとった表現を基調とはしても、その表現を実質的には日本語をもとになりたせていたことが、その背景にある。原理的にいえば、日本語にもとづく表現という内実が、それによりふさわしい表現をうながす圧力として働き、時に、あるいは部分的には系統だって中国古典語の表現の型を侵食したということ、その具体的なあらわれこそ、「所・V」をめぐる小稿が

とりあげたⅢ群の用例にほかならない。

このⅢ群にくらべれば、中国古典語の表現を装うことにとりたてては意欲をもたなかったぶん、その型にのっとりた表現の規範としての意味あいを減じているのがⅡ群である。かわって日本語にもとづく表現を卓越させている。そうしたなかで、まさにその一環として「之」を添える展開をはかっていたことになる。すぐれて自覚的かつ積極的なそのありかたに照らして、表現を装うとか、規範として仰ぐとかとは逆の、いわば中国古典語離れは、そもそも日本語やその言語世界の固有ないし微妙なくまどりを、中国古典語の型どおりの表現をもってしては十分にはあらわしえないという反省によるであろう。

この反省が、Ⅲ群がなお中国古典語の型にのっとりた表現を基調としている点、ほかならぬそのⅢ群の表現を反面の教師としていたことも、もちろんありうる。さらにその仲間にⅠ群がくわわっていたことも、無いわけではない。中国古典語の表現の装いにⅠ群がそうとう意を用いていたことは、上述のとおり「也」の用例に著しく、その用例のかぎりだとはいえ、装いの程度はⅢ群をはるかにしのぐ。

「所・V」関連の用例に、日本語にふさわしい表現への展開をⅢ群ほどあらわにみせるものが無いことも、そのことと無縁ではない。Ⅰ群のこの表現をめぐる趨勢を、Ⅰ群所

属の各巻がつたえる内容とのかかわりにおいてとらえることさえ可能なほどに、ことほどさように中国古典語の表現世界に深く身をしずめている。Ⅱ群にとつて、Ⅲ群以上に遠いのがこのⅠ群である。

ただし、その間柄を、反面教師としていたか否かを含め、直接的な関係の有無として見極めることまでは、もはやここではできない。将来あらためてそのことにとりくむとなれば、ここに明らかにした各群の表現をめぐる特徴を、中国古典語の表現を装うほかないなかで日本語にもとづく表現がどのようにおのが独自を演出していったか、そのいわば自立の過程、望むべくは中国古典語表現からの自立の表現史としてとらえなおすことが可能なのではないか。可能だとすれば、Ⅱ群の延長上に『古事記』の表現を位置づけることさえできないわけではない。そうしたなかで、さらに中国古典語と日本語との交渉の歴史を、たとえば群単位の精度の高い分析をとおしてたどることも、あながち夢ではないであろう。それらのまずは第一歩として、小稿は位置する。

注

(一) 『古事記』の「之」については、おもに主語に下接するその用例に焦点をあて、日本語の表現をもとにそれがなりたつ

ことを論じた拙稿「『古事記』の「之」の実相を追う」(西宮一民編『上代語と表記』おうふう・2000年10月)がある。本稿は、これをひき継ぐ。

(2) 同書の「修訂本」(2001年8月第二版による)は、引用箇所を全て削除している(126頁)。なお物伯峻氏『古汉语虚词』(重印本。中华书局・2000年北京)は、くだんの例を「在长句作战, 鲁庄公打算擂鼓。」と解釈し、「之」について「这」字毫无必要用它, 用它只是多一音节罢了。(352頁)と説く。

(3) カッコ内の漢数字は巻次を、算用数字は日本古典文学大系の頁数を表す。

(4) この部分を「進五経正義表」により修文したことについて論じたのが拙稿「『古事記』を風猷・典教——序文・本文のかかわりと唐律——」(『佛教学文学部論集第78号』1994年3月)。

(5) カッコ内の漢数字は巻次を、算用数字は日本古典文学大系の頁数を表す。

(6) 『万葉集』にも「万たひ願雖為」(138)「山清水酌尔雖行」(158)「茜刺す日者雖照有」(169)ほかの類例がある。

(7) 中国古典語にかたちの似た例がある。「今之伐秦也, 以救李子之死也(战国策・赵策四)。古之为关也, 将以御暴, 今之为关也, 将以为暴(孟子・尽心下)」などの説明に「有时偏句の主語省略, 在时间状语与谓語之間插入「之」字, 也能起到区别偏句的作用」(注2の修訂本987頁)とある。すなわち、これらはいくまで偏句(従属節)が主語を省略して「时间状語・之・謂語」のかたちをとり、正句(主節)と相関するという限定を伴い、『書記』の用例とは異なる。ちなみに、

限定を伴わない、いわばただの「状語表示時間」は「秋而載芸, 夏而福衡(詩・魯頌・閟宮)。凡馬・日中而出, 日中而入(左傳・庄公二十九年)」(同前書66頁)など「而」による。

(8) 念のためⅡ群所属の巻の用例に限って採取している。Ⅱ群以外の巻にもごく少数あるが、Ⅱ群に特徴的な用例であることは動かない。なお、群関連の説明は114頁以降参照。

(9) 名詞や形容詞などが代詞「之」をもつのも、それらがかたちをかえずそのまま目的語をもつ動詞にもなる中国古典語の特性による。廖振佑氏『古代汉语特殊语法』(内蒙人民出版社・2001年)に名詞や形容詞が「一般動詞」「使動動詞」「意動動詞」となった例について詳細な説明がある。

(10) 『古汉语语法研究论文集』(商务印书馆・2000年北京)所収。初出は『古汉语研究』(1998年第一期創刊号)。

(11) 『楚辞语法研究』(语文出版社・1995北京)所収。初出は『徐州师范学院学报』(1979年第一期)。

(12) 星川清孝氏『楚辞』(中国古典新書・明德出版社・1970年)の「楚辞の詩形句法」でも「之」を「兮」に対応する助字とみなし、同じ例を引用する(18頁)が、「離騷」の句については「雲旗の委蛇たるを載つ」と訓んでいる(124頁)。

(13) 王力氏『漢語史稿』(重印本。中華書局・2001年北京)の「語氣詞的發展」に「在上古漢語裏, 我們只選擇了「也」「矣」「手」「哉」「歟」「與」「耶」「邪」六個字、」(443頁)とあり、「之」を挙げてはいない。

(14) 期待をいえば、「而」に通じる「连詞」の「之」などがあってもよさそうなのだが、上掲の諸書はもとより、ごく一般的な語法を説く辞書の一例としてたとえば『古汉语虚词词典』(北京大学出版社・1996年)でも、「助詞」の「之」には「一、

用于修饰语与中心词之间。」二、用于小句的主谓语之间，取消句子的独立性。」三、用于主语和充当状语的介宾短语之间，构成小句，充当句子的主语或宾语。」(47頁)の三用法しかない。

(15) 前田富祺編『国語文字史の研究五』(和泉書院・200年5月)所収。

(16) 「唯悲勇狭磯入海死之」(十三・44)「夫使人雖死之、不失旨」(二二・19)などのように返読する用例は除外した。

(17) A類の用例と同じく、B類にあたる「臣雖生之、亦何益矣」(六・281)、C類の「自西道軍衆將至之」(二八・405)などの返読する用例は全て除外した。

(18) 従来区別とは、拙稿「日本書紀の敬語——「奉」をめぐる——」(『佛教大学研究紀要』第68号、1984年3月)、同「日本書紀の敬語——「勅」「命」「御」をめぐる——」(『佛教大学大学院研究紀要』第12号、1984年3月)が敬語表現の分析を通して導いた結果であり、一部だが、これを改めることにする。

(19) 注10に同じ。

(20) 各巻の文末助字/中止助字の用例数を以下に示す。一3/0、二9/2、三6/1、四0/0、五10/2、六15/9、七23/15、八9/7、九21/10、十13/10、十一18/15、十二8/5、十三20/7、十四1/0、十五2/0、十六0/0、十七0/0、十八0/0、十九9/0、二十0/0、廿一2/0、廿二31/5、廿三19/5、廿四2/0、廿五2/0、廿六1/0、廿七0/0、廿八30/9、廿九53/10、三十3/0。西宮氏が算出したこの数字を、小稿の冒頭に紹介

した通り森氏は全否定する。文末助字と中止助字との境界は確かに曖昧だが、それらを、文の末尾に位置するものとそれ以外のものとみなし、そうした文中のどこに位置するかを問わず巻ごとに用例数を合算すれば、それなりに有意的であろう。その巻ごとに合算した用例数の平均値を群ごとに算出したのが次の数字。I群(一巻あたり約5例)、II群(同約29例)、III群(同約2例)

(21) (61)以下(63)までの出典についての指摘は、日本古典文学大系本の当該箇所頭注による。

(22) 拙稿「日本書記出典考——対表現をめぐる——」(『佛教大学研究紀要』第六十五号、1981年3月)

(23) 日本古典文学大系本の当該箇所「磐石の有如に常存らまし」の訓みは採らない。

(24) 日本古典文学大系本・日本古典文学全集本ともに「素戔嗚尊の為行」と訓むが、同じ巻一の「且常以哭泣為行」を直後に「汝甚無道」(88)とつたえる用例と共通する。

(25) 日本古典文学大系本は「兄あせの逆さかをする状は」と訓むが、注24の用例と同じかたちをとることに加え、直後に「祭三逆状」(197)とある。日本古典文学全集本の訓み通り。

(26) 日本古典文学大系本・日本古典文学全集本ともに「我が皇祖みみまの靈」と訓むが、「頼祖たの神祇みことの靈」(七・303)「頼皇祖たのの靈」(九・335)などのかたちをとるのがその通例。ここは「我皇祖」が「自天降靈、光助朕躬」ゆえに「今諸虜已平海内無事」となり、そこで「可下祀天神、用事申大孝者也」に至り、この實際を「用祭皇祖天神」という。主語はあくまで「我皇祖」、日神を「若此靈異之兒」(一・87)と形容した表現に通じ、そうした「我皇祖」のありかた

をいうのが「靈」。

(27) 注10に同じ。

(28) 北野本・伊勢本・内閣文庫本は「之」を欠く。その他の諸本、また卜部兼右本を底本とする日本古典文学大系本などに従う。

(29) 日本古典文学大系本当該用例の頭注に「文学を学んだ上代人にはよく知られた語。」という説明がある。

(30) 造寺をめぐってあい通じる用例の「凡自天皇至于伴造、所造之寺、不能管者、朕皆助作。」(二五・277)でも、「造」の実質的な目的語にあたるのが「寺」である。

(31) 注13『漢語史稿』(420頁)に、それぞれのかたちの具体例にそくした指摘がある。

(32) 日本古典文学大系本当該用例の頭注による。

(33) 拙稿『日本書紀』の使役表現(『佛教大学文学部論集』第77号、1992年12月)、同『日本書紀』の被動式に異議あり(『和漢比較文学叢書10』『記紀と漢文学』汲古書院・1993年9月)

でも、それぞれ使役表現、受身表現等の分析を通して、ほぼ同趣旨の結論を得ている。本稿は、これらの延長上にある。

(34) 詳細は改めて論じるとして、要点だけをいえば、I群の冒頭にあたる巻一のはじめ、すなわち天地創成をものがたるその「最初の四行は、まず中国の古伝承を組合わせて一般論として提示している。」(日本古典文学大系本76頁頭注二)をはじめ、末尾にあたる巻四も、綏靖天皇に関して『「孝性純深」などの漢籍的表現の他に、物語でもって、綏靖天皇の『「孝」を語ろうとしているのである。』(大館真晴氏『「日本書紀」にみる綏靖天皇像』『古事記年報』四十四、平成十四年一月、117頁)という指摘がある。「孝」の実践は、神武天皇も「天

神子」の立場から重視する。それを伝えるのが、注26所引の巻三の一節「可_下以郊_三祀天神_一用_中大孝_上者也」である。この「天神」と「天神之子」(火瓊瓊杵尊、火火出見尊)とのかかりをつたえるのが巻二であり、神武天皇を含め、その両者のありかたに中国思想の影響が色濃い(拙稿『古事記』が伝える天神御子とはなにか)『京都語文』第4号、佛教大学国語国文学会・1999年10月)。

〔付記〕

本報告は、平成十三年度佛教大学教員海外研修の助成(研修費)を受け、中国の北京大学で一年間研修をおこなったその成果をもとにまとめたものです。このほか、国文学研究資料館からは『日本書紀』のテキストファイルの提供を受け、佛教大学国文学科在学中は上代文学卒論ゼミの受講生であった福田大祐氏に『日本書紀』の「之」の全用例のパソコン入力をはじめデータ整理に必要な便宜を図ってもらった上に、北京大学では子和美氏に図書検索等で助力も得ました。ここに記して謝意を表す次第です。

